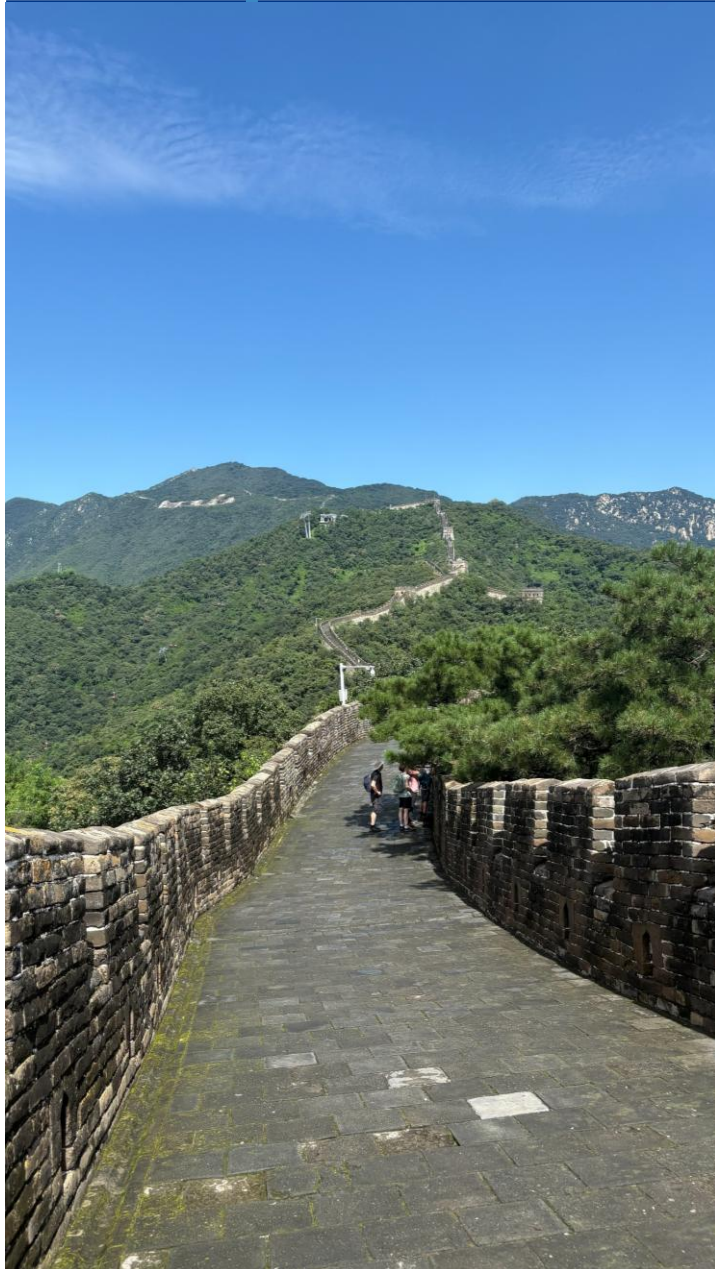


中国における知的財産概況

2026年9月

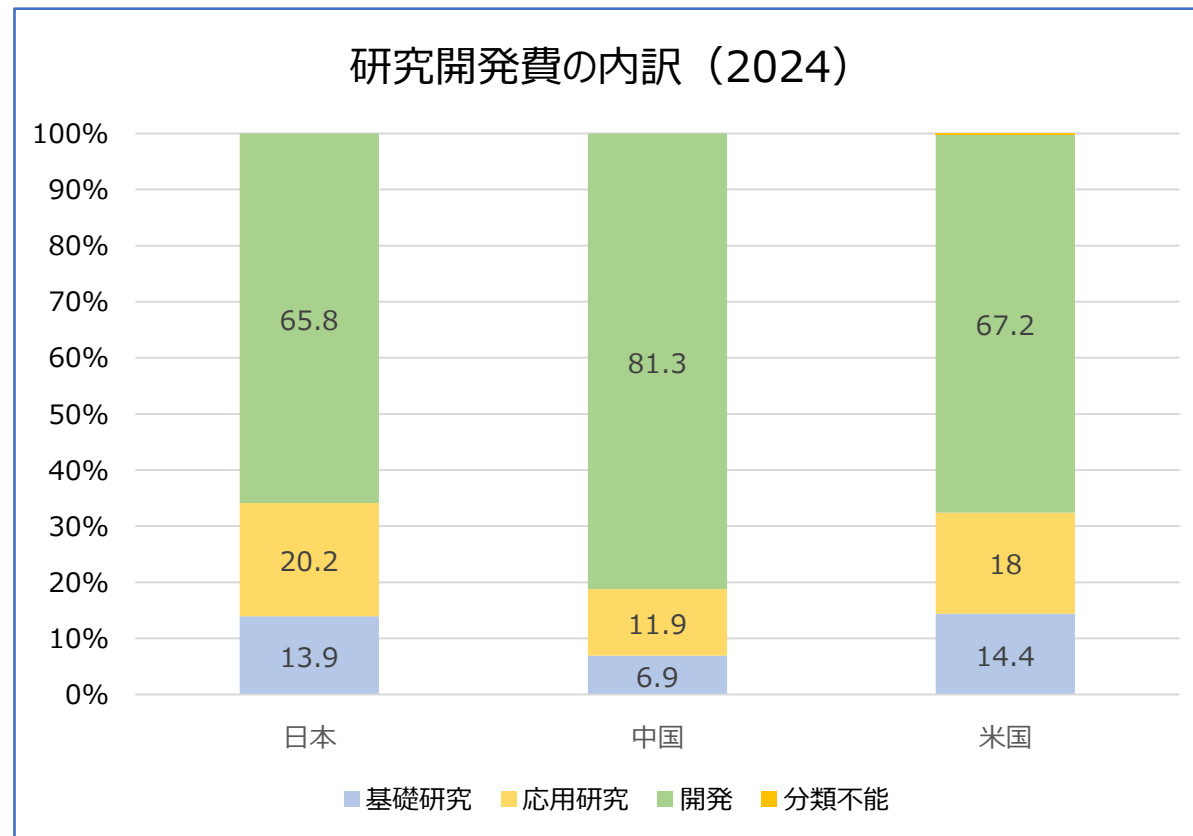
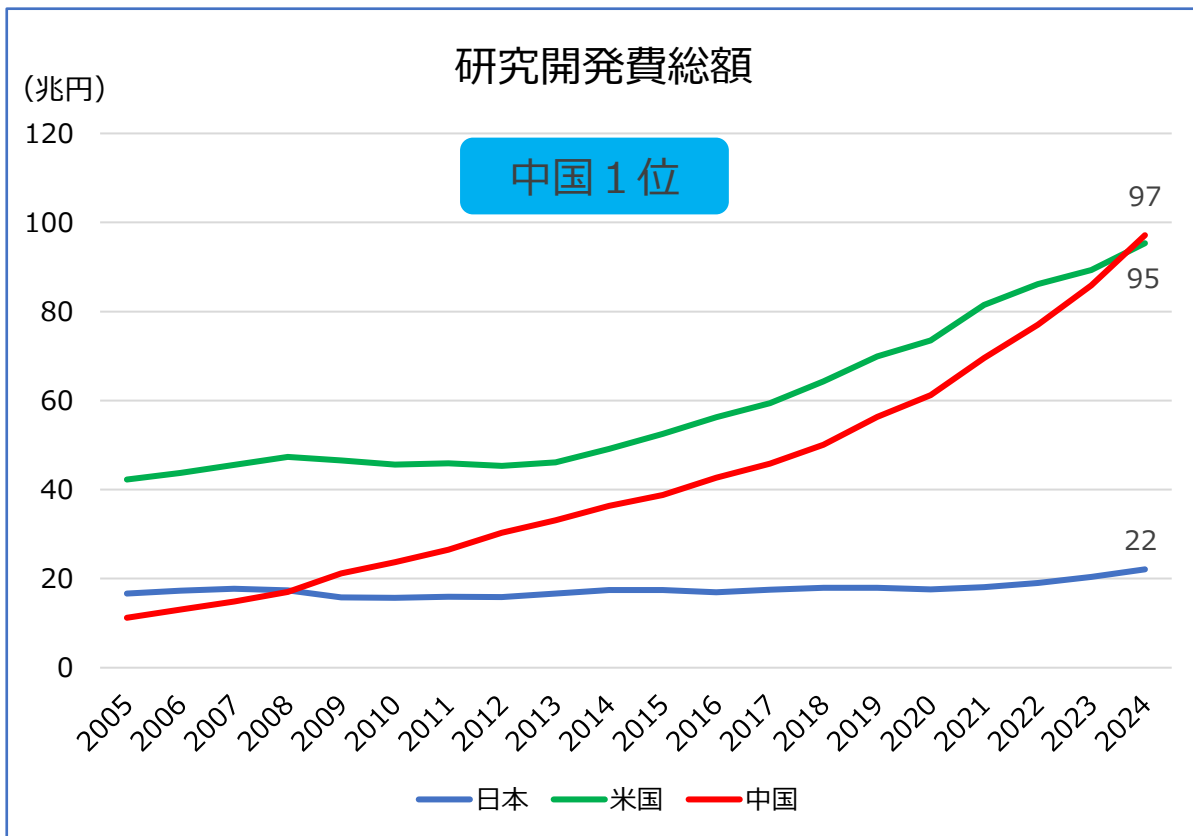
日本貿易振興機構
北京事務所 岡山太一郎



- 1. イノベーション拠点としての中国**
- 2. 知財関連の統計情報**
- 3. 知財政策の動向**

1. イノベーション拠点としての中国

- ◆ 技術開発投資は年々拡大しており、2024年是对前年比13.1%増となり、米国を抜いて世界第一位。
- ◆ 開発研究の割合が高い点が特徴。



(出典)文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2026」を基に、ジェトロが加工・作成

【統計】 中国の企業別研究開発投資

◆ 2024年のR&D費トップ2,000社ランキング中、中国は525社ランクイン（米国：674社、日本：192社）

中国のR&D費 Top10

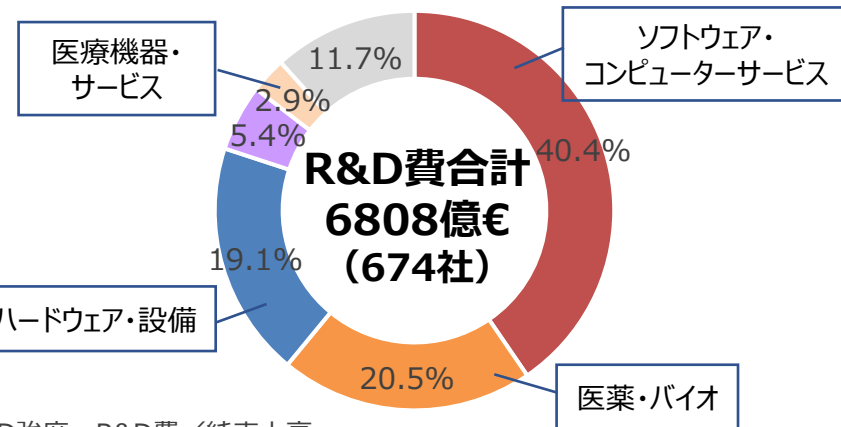
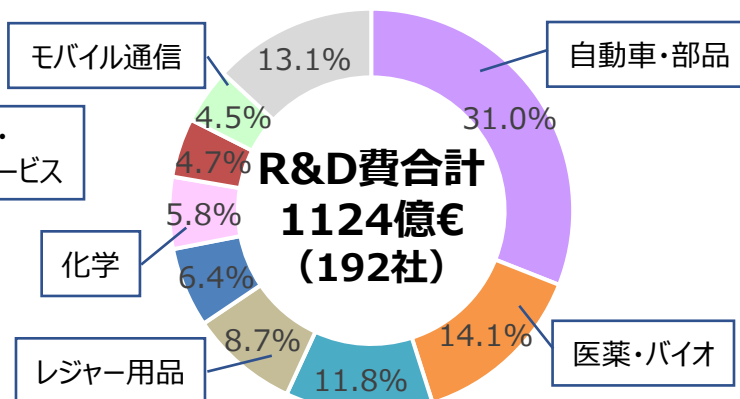
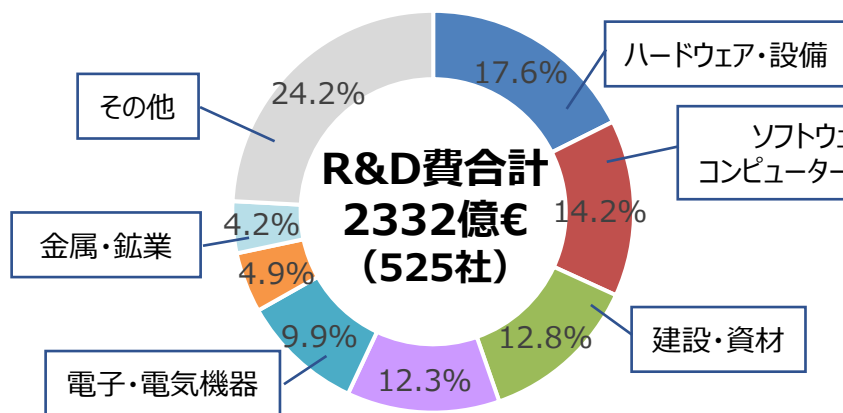
ランク	企業	R&D費 (億ユーロ)	R&D強度 (%)
1(6)	HUAWEI	229.4	20.2
2(20)	Tencent	93.2	10.7
3(31)	Alibaba	75.4	5.7
4(37)	BYD	66.7	6.5
5(42)	中国建設	59.9	2.1
6(58)	チャイナモバイル	39.1	2.9
7(67)	中国鉄道	34.8	2.3
8(68)	中国交通建設	34.3	3.4
9(70)	中国鉄路建設	33.9	2.4
10(72)	宝山鋼鉄	32.6	7.7

日本のR&D費 Top10

ランク	企業	R&D費 (億ユーロ)	R&D強度 (%)
1(26)	トヨタ自動車	81.4	2.8
2(32)	本田技研工業	74.2	5.6
3(49)	NTT	50.3	6.0
4(51)	SONY	46.5	5.8
5(52)	武田薬品工業	44.8	15.9
6(60)	デンソー	38.0	8.6
7(62)	日産自動車	38.0	4.9
8(75)	ソフトバンク	31.1	7.0
9(81)	パナソニック	29.3	5.6
10(94)	第一三共	26.7	23.1

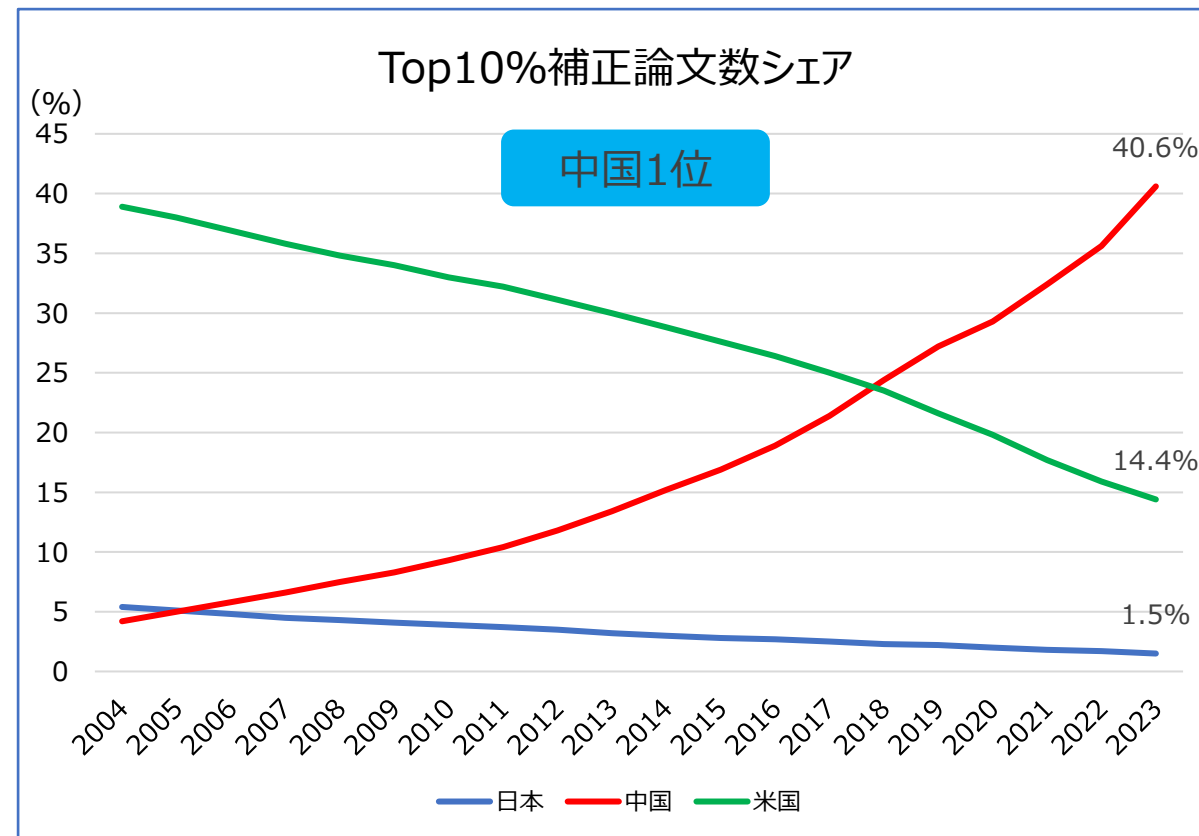
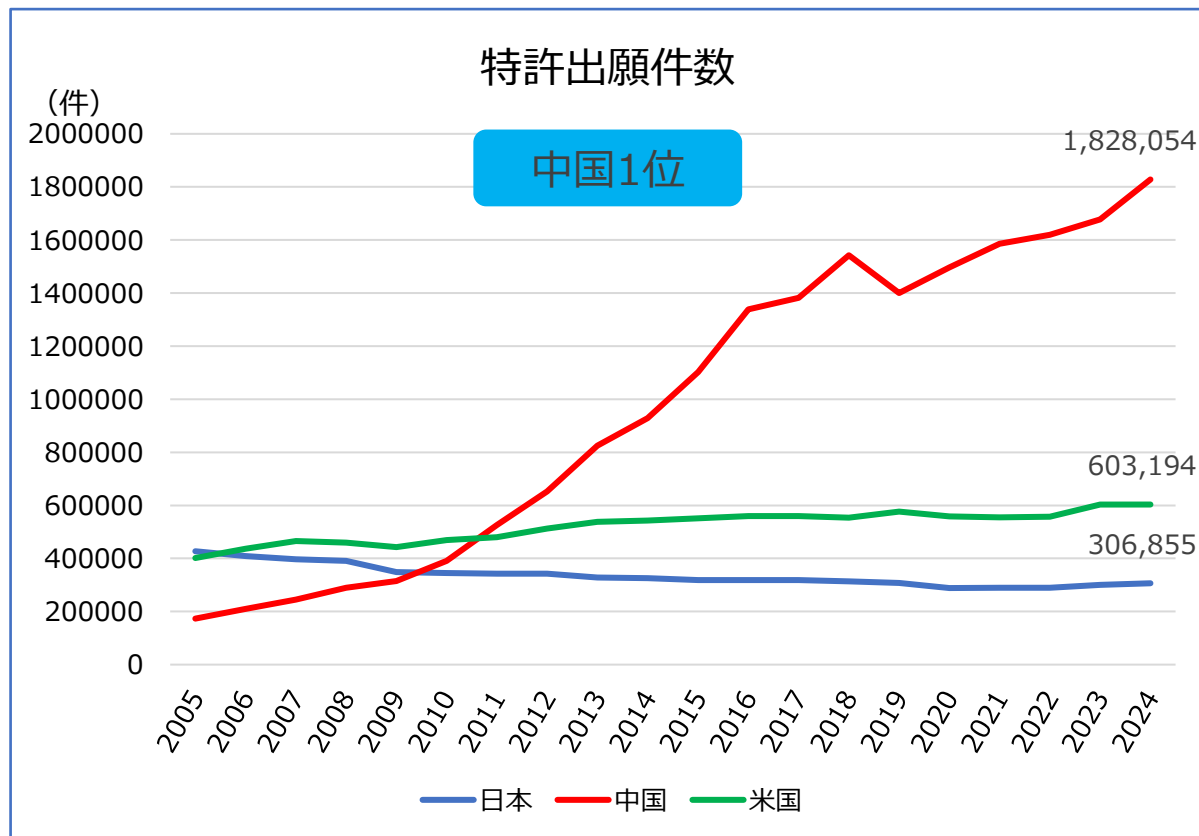
米国のR&D費 Top10

ランク	企業	R&D費 (億ユーロ)	R&D強度 (%)
1(1)	AMAZON	653.2	10.6
2(2)	ALPHABET	461.3	13.7
3(3)	META	419.9	26.5
4(4)	MICROSOFT	312.7	11.5
5(5)	APPLE	302.0	8.0
6(9)	J&J	165.9	19.4
7(10)	INTEL	159.3	31.2
8(11)	MERCK US	146.1	23.7
9(13)	NVIDIA	124.3	9.9
10(15)	ELI LILLY	105.8	24.4



(出典) EU Industrial R&D Investment Scoreboardを基に、ジェトロが加工・作成。 (※) R&D強度 = R&D費 / 純売上高

- ◆ 特許出願数、論文数のいずれも世界第1位。
- ◆ 被引用数がTop10に入る論文数のシェアは40%となり、日米を大きく上回る。



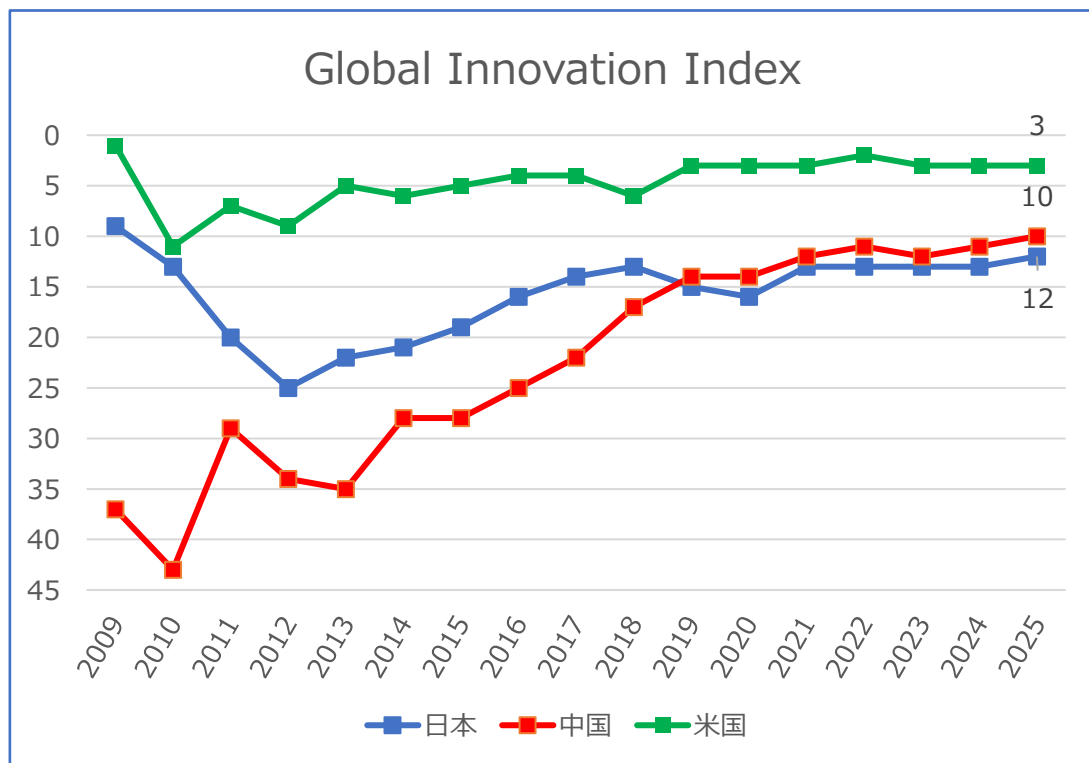
(全分野、分数カウント、3年移動平均)

(出典) WIPO Statistics Databaseを基に、ジェトロが加工・作成

(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2026」を基に、ジェトロが加工・作成

【統計】 Global Innovation Index 2025

- ◆ WIPOの「Global innovation Index（2025）」において、中国は10位（日本：12位）。
- ◆ イノベーション・クラスター・ランキングでは「深圳市・香港・広州市」が首位となり、Top20に中国から6地域がランクイン。論文数、VC投資額では、「北京」と「上海・蘇州」もそれぞれ「東京・横浜」を上回る。



Cluster name	Rank	Economy	PCT applications	Scientific publications	Venture Capital Deals	Share of global PCT applications	Share of global scientific publications	Share of global venture capital deals	Total	Previous rank (a)	Rank change (a)	Rank old methodology (b)
Shenzhen-Hong Kong-Guangzhou	1	CN / HK	117,542.00	193,635.00	6,916.00	8.97	2.36	2.94	14.28	1.00	0.00	2.00
Tokyo-Yokohama	2	JP	135,129.00	115,773.00	5,154.00	10.32	1.41	2.19	13.92	2.00	0.00	1.00
San Jose-San Francisco	3	US	50,812.60	56,510.30	16,296.00	3.88	0.69	6.93	11.50	3.00	0.00	6.00
Beijing	4	CN	49,792.30	331,874.00	6,727.00	3.80	4.05	2.86	10.71	4.00	0.00	3.00
Seoul	5	KR	71,318.00	142,509.00	7,376.00	5.45	1.74	3.14	10.32	5.00	0.00	4.00
Shanghai-Suzhou	6	CN	42,818.90	206,292.00	8,705.00	3.27	2.52	3.70	9.49	6.00	0.00	5.00
New York City	7	US	13,705.10	74,832.80	11,283.00	1.05	0.91	4.80	6.76	7.00	0.00	12.00
London	8	GB	6,981.28	57,151.70	10,411.00	0.53	0.70	4.43	5.66	8.00	0.00	22.00
Boston-Cambridge	9	US	19,332.60	75,168.10	4,592.00	1.48	0.92	1.95	4.35	9.00	0.00	8.00
Los Angeles	10	US	11,832.10	42,946.10	5,891.00	0.90	0.52	2.50	3.93	10.00	0.00	18.00
Osaka-Kobe-Kyoto	11	JP	38,306.50	52,226.80	546.00	2.92	0.64	0.23	3.79	11.00	0.00	7.00
Paris	12	FR	16,328.10	60,680.00	4,085.00	1.25	0.74	1.74	3.72	12.00	0.00	11.00
Hangzhou	13	CN	11,128.00	81,181.10	2,804.00	0.85	0.99	1.19	3.03	13.00	0.00	14.00
San Diego	14	US	26,713.20	19,862.50	1,705.00	2.04	0.24	0.72	3.01	14.00	0.00	10.00
Nanjing	15	CN	8,241.81	136,094.00	1,266.00	0.63	1.66	0.54	2.83	15.00	0.00	9.00
Singapore	16	SG / MY	5,410.18	34,675.50	4,033.00	0.41	0.42	1.71	2.55	16.00	0.00	35.00
Washington-Baltimore	17	US	6,263.57	71,366.70	2,152.00	0.48	0.87	0.91	2.26	17.00	0.00	19.00
Wuhan	18	CN	7,526.27	111,269.00	681.00	0.57	1.36	0.29	2.22	19.00	1.00	13.00
Tel Aviv-Jerusalem	19	IL	7,160.04	25,232.50	2,974.00	0.55	0.31	1.26	2.12	18.00	-1.00	34.00
Seattle	20	US	10,883.70	19,386.10	2,084.00	0.83	0.24	0.89	1.95	20.00	0.00	24.00

（出典）WIPO「Global Innovation Index 2025」等に基づき、JETRO作成

【統計】 中国の研究開発力（海外シンクタンクの分析）

◆ 中国は、多くの先端技術分野で世界をリード。

Lead country and technology monopoly risk (2023)

Technology	Lead country	Technology monopoly risk
Advanced materials and manufacturing		
1. Nanoscale materials and manufacturing	China	high
2. Coatings	China	high
3. Smart materials	China	medium
4. Advanced composite materials	China	medium
5. Novel metamaterials	China	medium
6. High-specification machining processes	China	medium
7. Advanced explosives and energetic materials	China	medium
8. Critical minerals extraction and processing	China	low
9. Advanced magnets and superconductors	China	low
10. Advanced protection	China	low
11. Continuous flow chemical synthesis	China	low
12. Additive manufacturing (incl. 3D printing)	China	low
Artificial intelligence, computing and communications		
13. Advanced radiofrequency communications (incl. 5G and 6G)	China	high
14. Advanced optical communications	China	medium
15. Artificial intelligence (AI) algorithms and hardware accelerators	China	medium
16. Distributed ledgers	China	medium
17. Advanced data analytics	China	medium
18. Machine learning (incl. neural networks and deep learning)	China	low
19. Protective cybersecurity technologies	China	low
20. High performance computing	USA	low
21. Advanced integrated circuit design and fabrication	USA	low
22. Natural language processing (incl. speech and text recognition and analysis)	USA	low
Energy and environment		
23. Hydrogen and ammonia for power	China	high
24. Supercapacitors	China	high
25. Electric batteries	China	high
26. Photovoltaics	China	medium
27. Nuclear waste management and recycling	China	medium
28. Directed energy technologies	China	medium
29. Biofuels	China	low
30. Nuclear energy	China	low

先端材料
製造

人工知能
計算機
通信

エネルギー
環境

量子

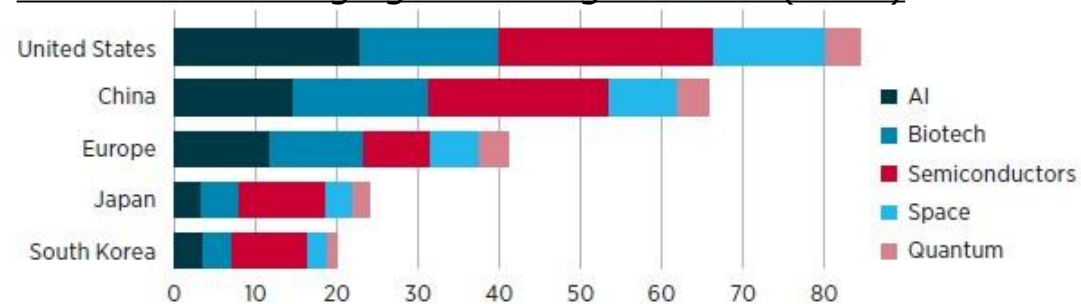
バイオ
遺伝子

センサー

防衛
宇宙
ロボット

Technology	Lead country	Technology monopoly risk
Quantum		
31. Quantum computing	USA	medium
32. Post-quantum cryptography	China	low
33. Quantum communications (incl. quantum key distribution)	China	low
34. Quantum sensors	China	low
Biotechnology, gene technology and vaccines		
35. Synthetic biology	China	high
36. Biological manufacturing	China	medium
37. Vaccines and medical countermeasures	USA	medium
Sensing, timing and navigation		
38. Photonic sensors	China	high
Defence, space, robotics and transportation		
39. Advanced aircraft engines (incl. hypersonics)	China	medium
40. Drones, swarming and collaborative robots	China	medium
41. Small satellites	USA	low
42. Autonomous systems operation technology	China	low
43. Advanced robotics	China	low
44. Space launch systems	USA	low

Critical and Emerging Technologies Index (2025)



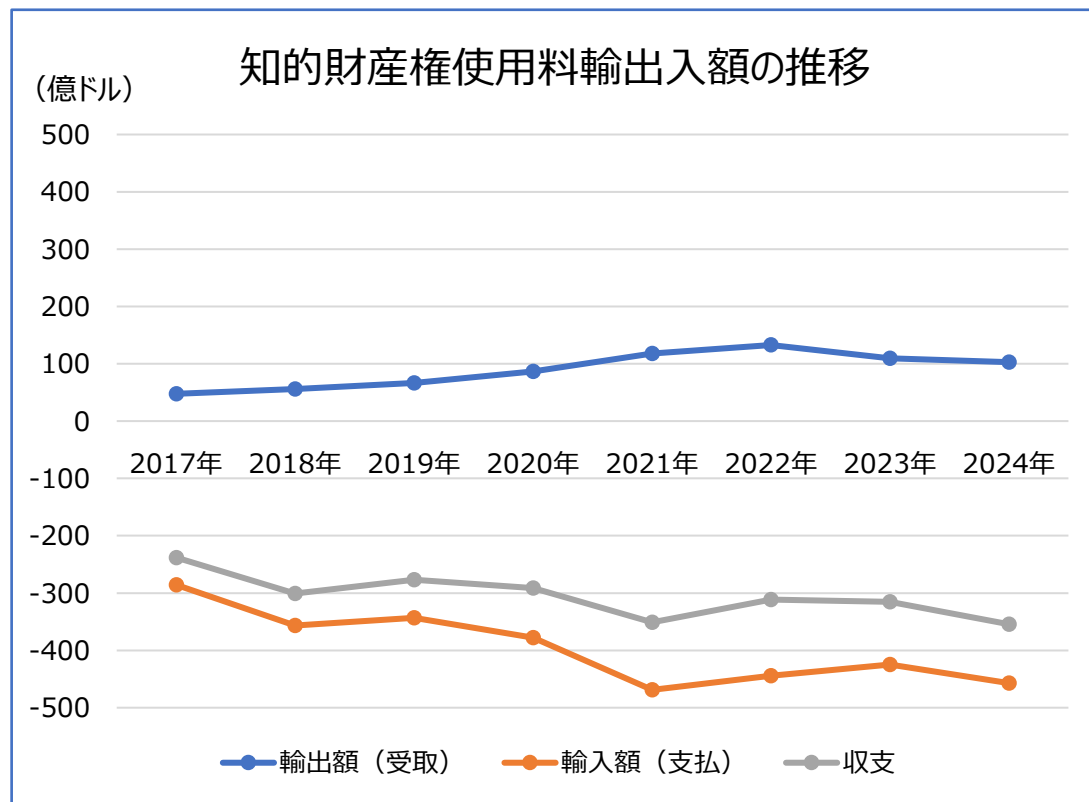
（出典）Harvard Kennedy School Belfer Center, “Critical and Emerging Technologies Index”（2025）を基に、ジェトロが加工、作成

（出典）Australian Strategic Policy Institute, “ASPI’s Critical Technology Tracker”（2025）を基に、ジェトロが加工、作成

【統計】 中国の知的財産権使用料の貿易収支

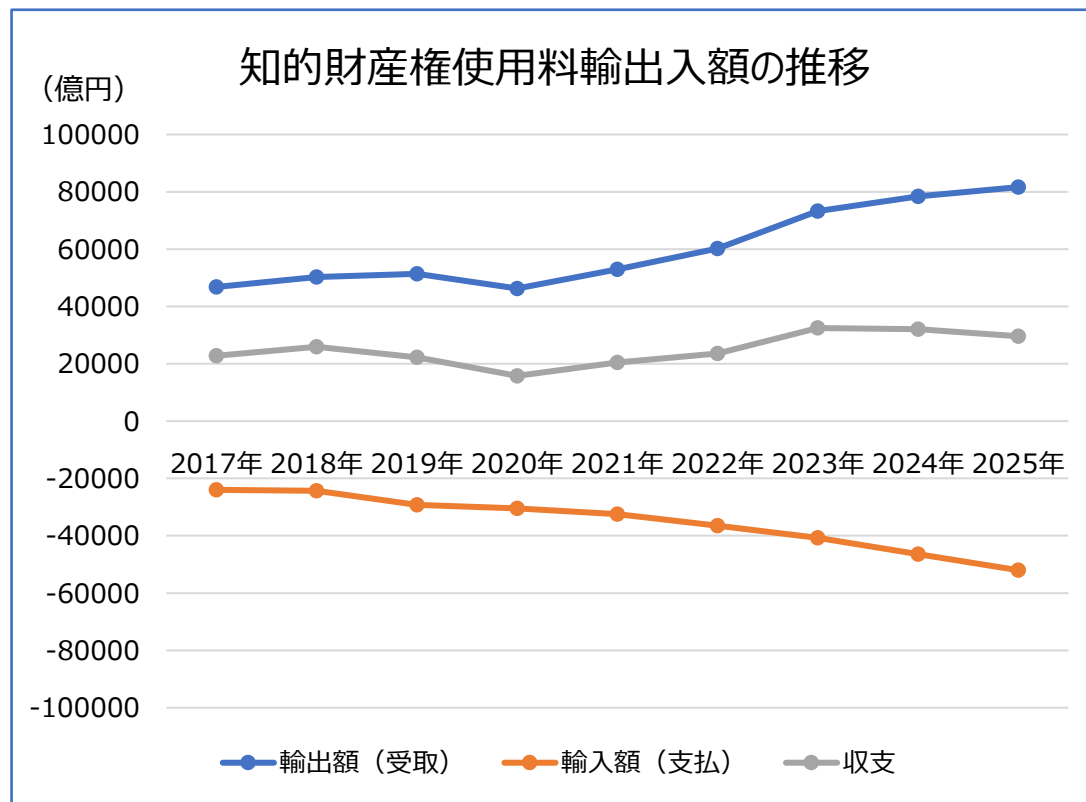
- ◆ 2024年の知的財産権の輸出額（受取）は102.8億ドル、輸入額（支払）は457.2億ドルで、使用料の貿易収支は、354.4億ドルの赤字（日本（2025年）は、輸出額：8兆1千億円、輸入額：5兆2千億円）。

<中国>



（出典）商務部「中国サービス貿易発展報告（2024）」等を基に、JETRO作成

<日本>

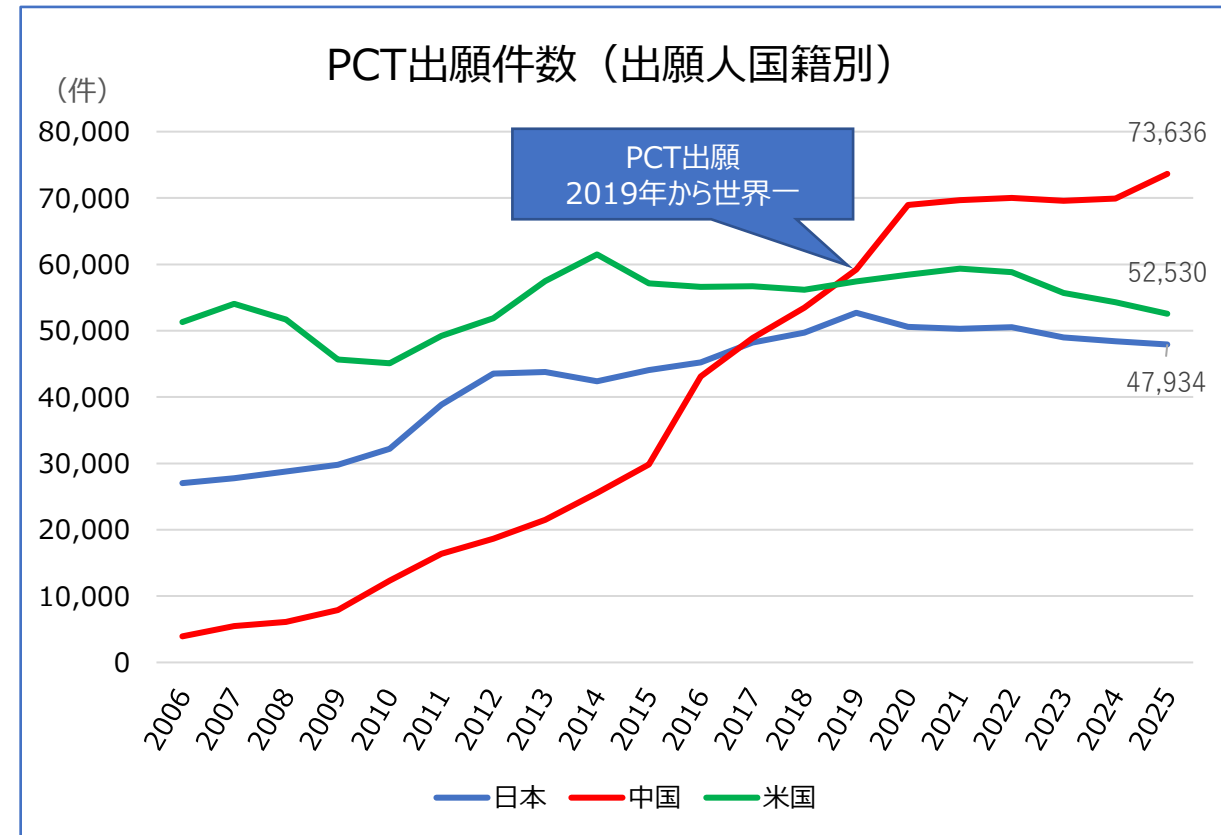
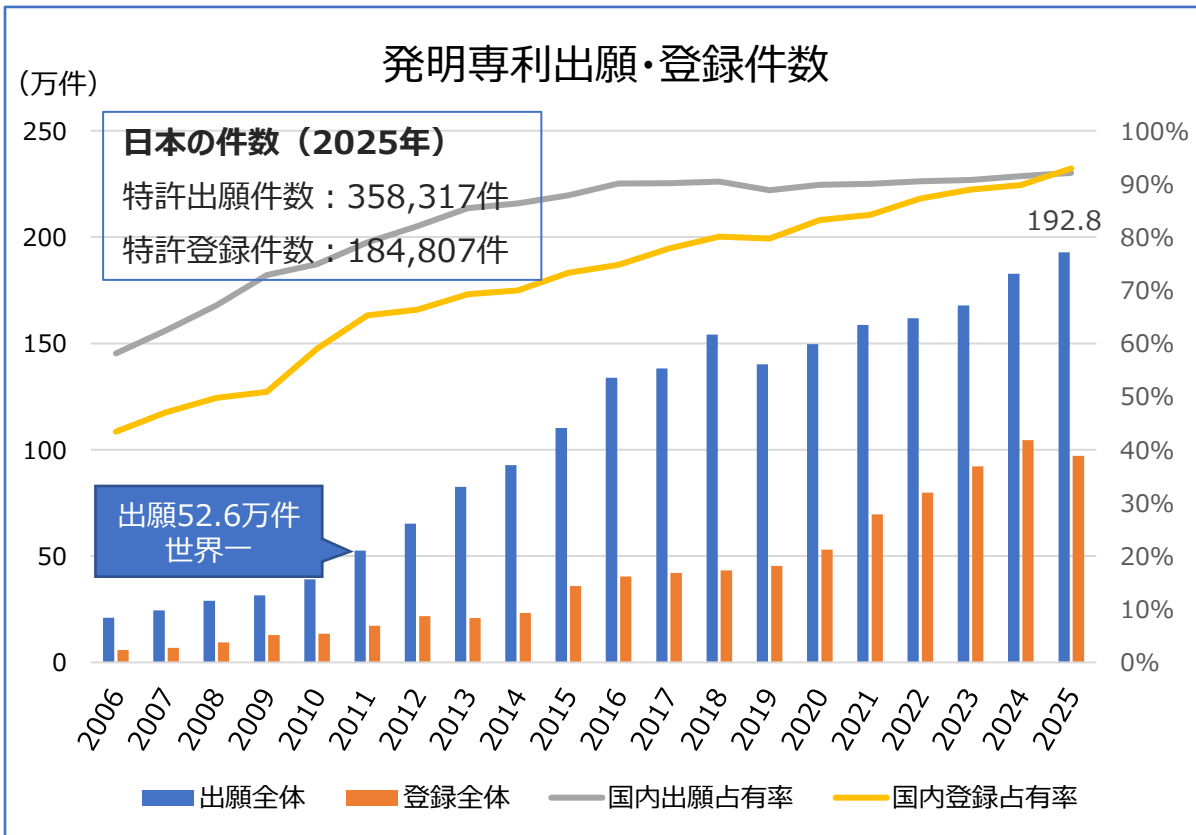


（出典）財務省・日本銀行「国際収支統計」等を基に、JETRO作成

2. 知財関連の統計情報

【統計】 特許出願及び登録動向

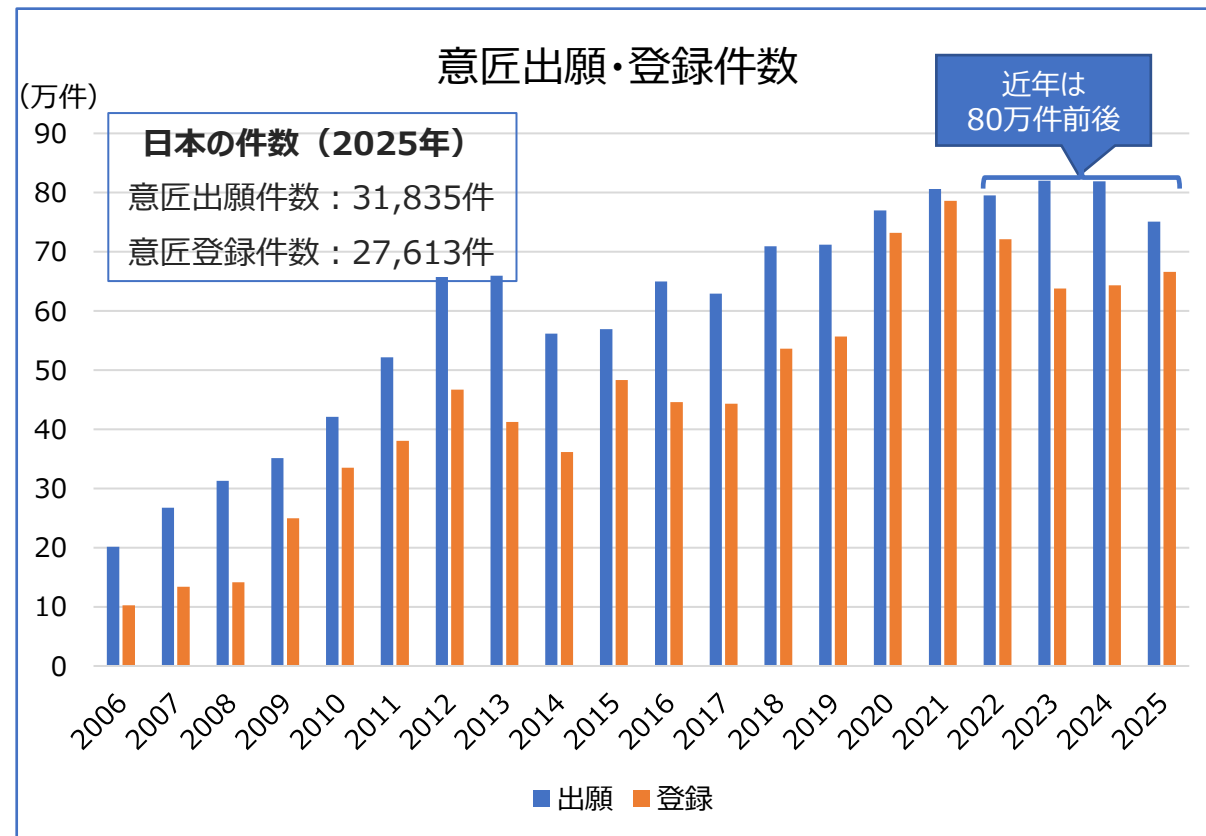
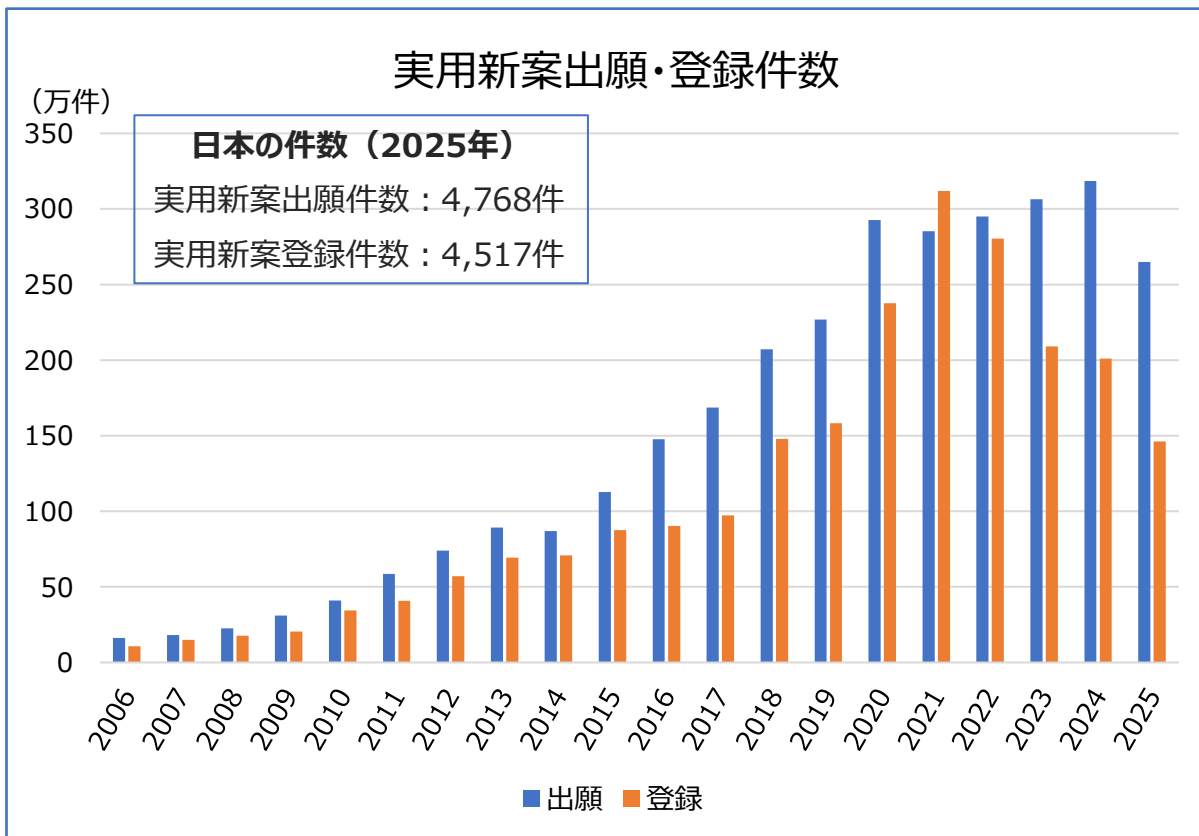
- ◆ 特許（発明専利）出願、登録及びPCT出願は、高水準。特に**2010年以降に急増**。
- ◆ 2025年の出願件数は、**過去最高の192.8万件**。特許出願・登録の国内占有率は、**9割前後**。
- ◆ 中国における外国出願人の出願件数のうち、**日本は4.5万件で最多**（2位は米国：3.9万件）。



（出典）国家知識産権局「2025年度報告」、特許庁「ステータスレポート2025」、WIPO Statistics Database等を基にジェトロ作成

【統計】 実用新案・意匠出願及び登録動向

- ◆ 実用新案の2025年の出願件数は、**264.9万件**で前年比で約17%減。
- ◆ 意匠（外観設計専利）の2025年の出願件数は、**75.1万件**であり、近年は80万件前後。
- ◆ 初步審査のみを行う（実体審査を完全には行わない）制度であるが、**近年登録件数は減少**。

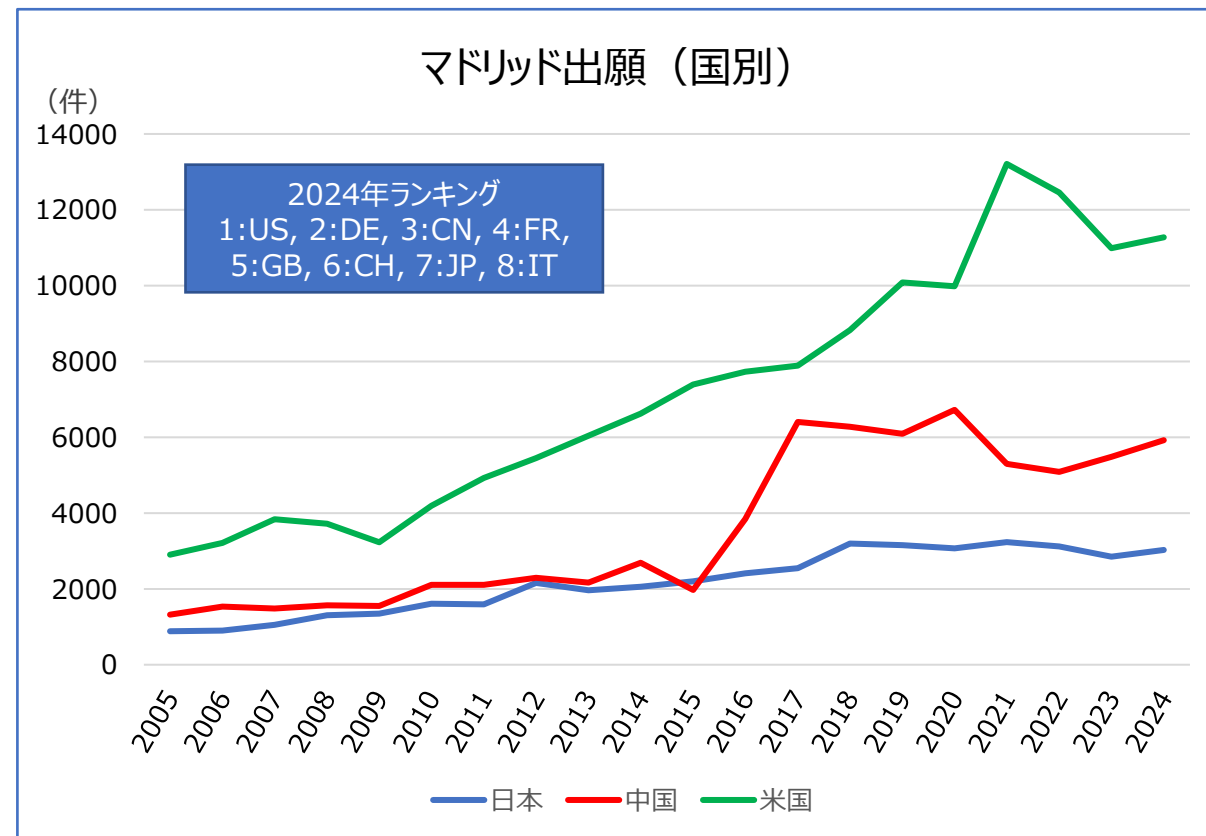
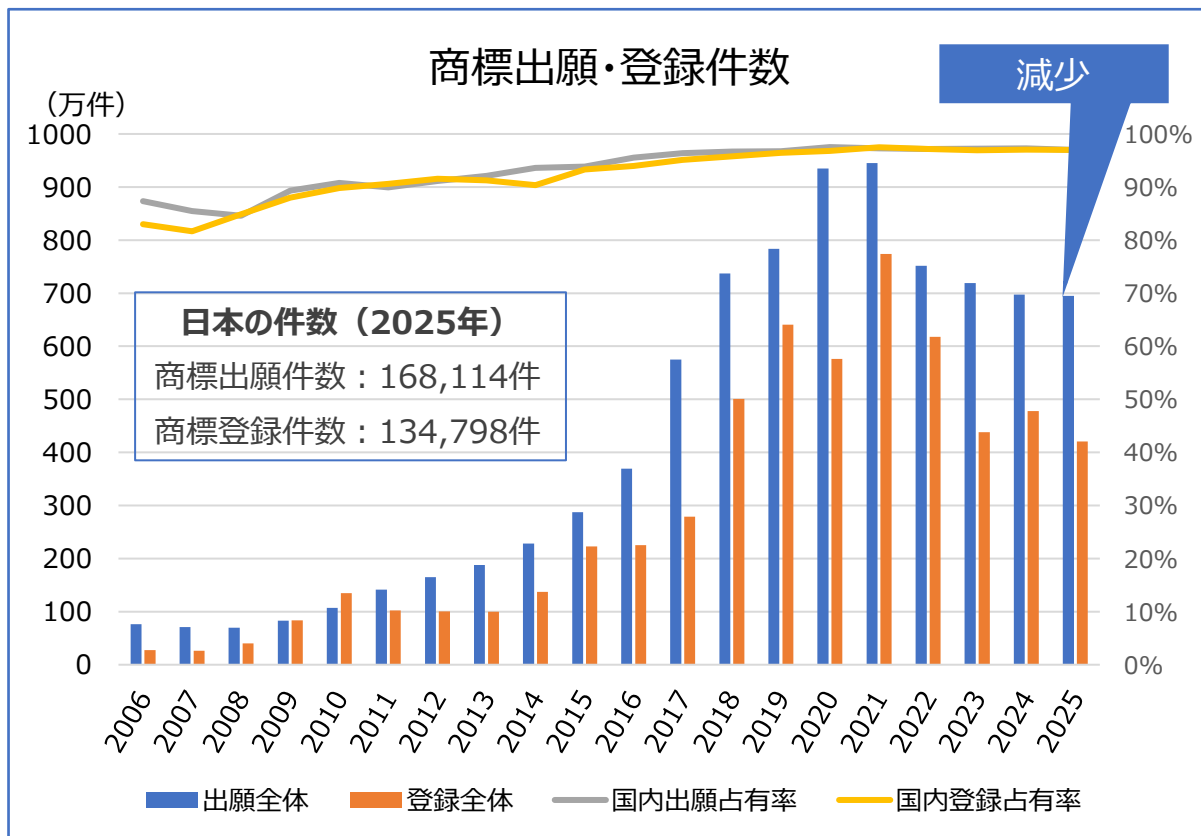


中国出願人によるハグ出願件数 2025年：2844件、2024年：2223件

（出典）国家知識産権局「2025年度報告」、特許庁「ステータスレポート2025」等を基にジェトロ作成

【統計】 商標出願及び登録動向

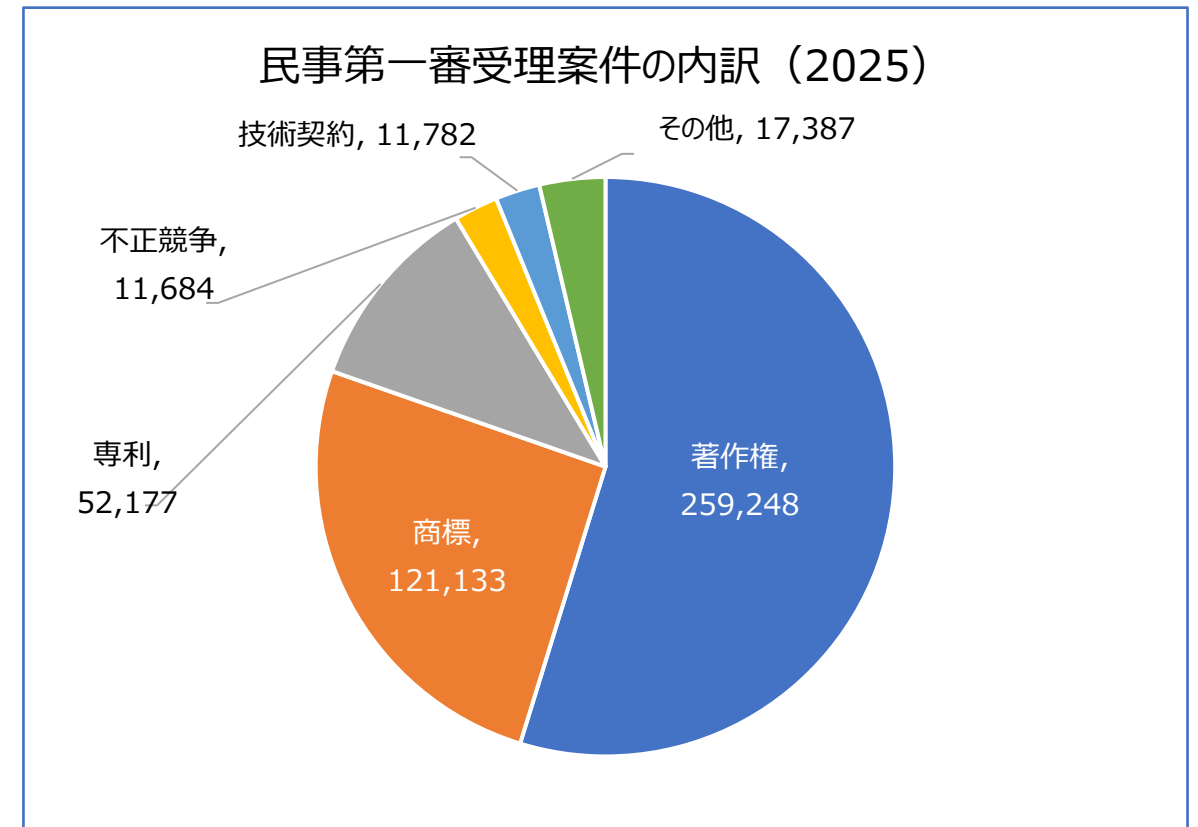
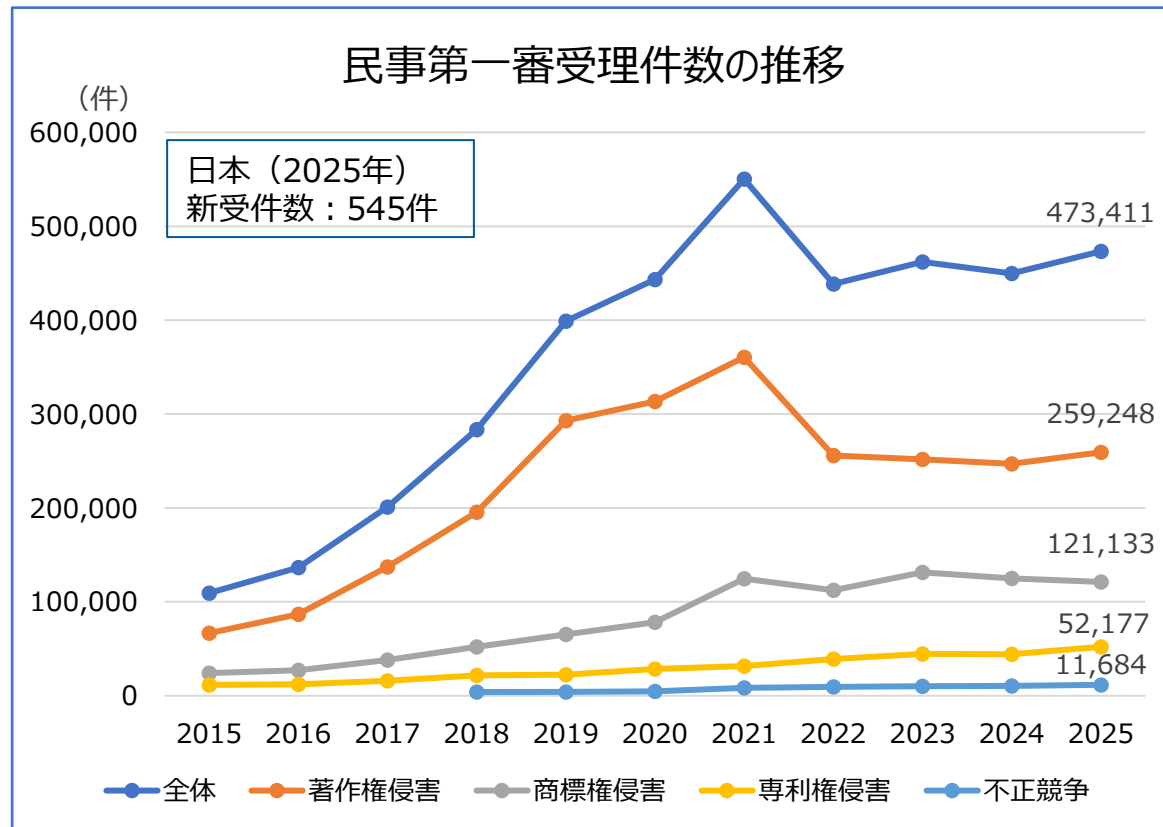
- ◆ 商標出願及び登録は、特に**2010年後以降から急増**。
- ◆ 2021年の商標の出願件数は、945.1万件で**過去最高**。しかし、**2022年以降減少傾向**。
- ◆ 商標の国際出願（マドプロ出願）は、中国は世界第三位。近年は概ね同水準。



（出典）国家知識産権局「2025年度報告」、特許庁「ステータスレポート2025」、WIPO Statistics Database等を基にジェトロ作成

【統計】 知的財産関連訴訟の動向 ～民事第一審～

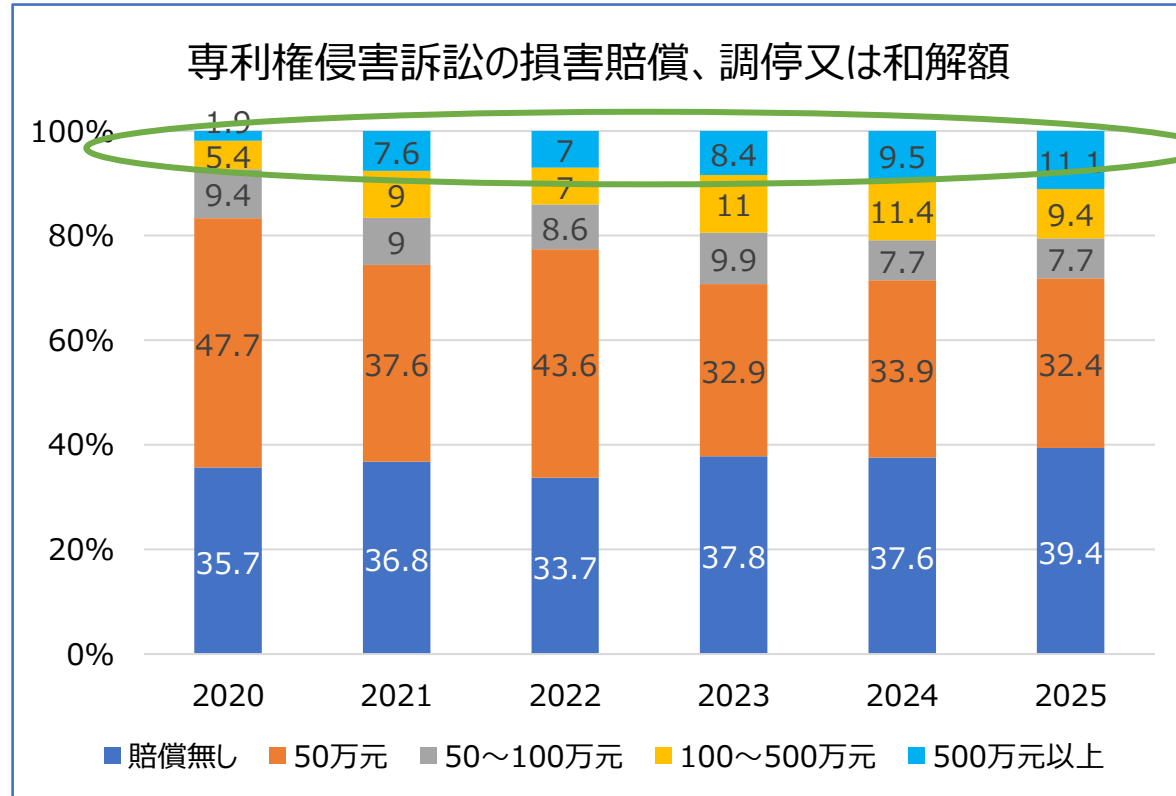
- ◆ 2025年の知財関連の民事第一審受理案件は473,411件、同結審件数は460,422件。
- ◆ 近年は、専利権件侵害訴訟及び不正競争関連訴訟の件数が継続的に増加。



（出典）最高人民法院「中国法院知的財産権司法保護状況（2025）」
知的財産高等裁判所ウェブサイト

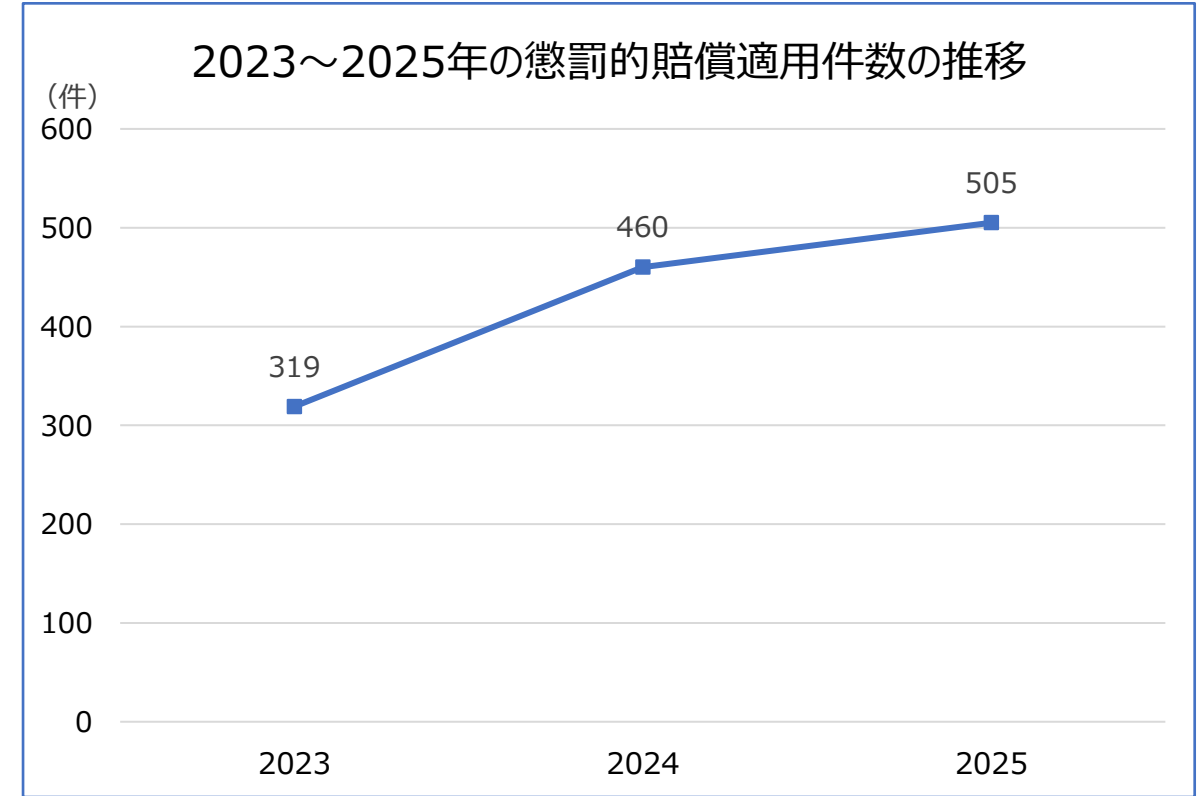
【統計】 知的財産関連訴訟の動向 ～増加する高額賠償額の割合～

- ◆ 損害賠償、調停又は裁判外和解において、500万元以上の高額事案を経験した企業の割合(※)は増加傾向。
- ◆ 懲罰的賠償の適用件数も年々増加。数億元規模の特許・商標・営業秘密訴訟も多く発生している。



(出典) 国家知識産権局「2025年中国専利調査報告」等を基にジェトロ作成

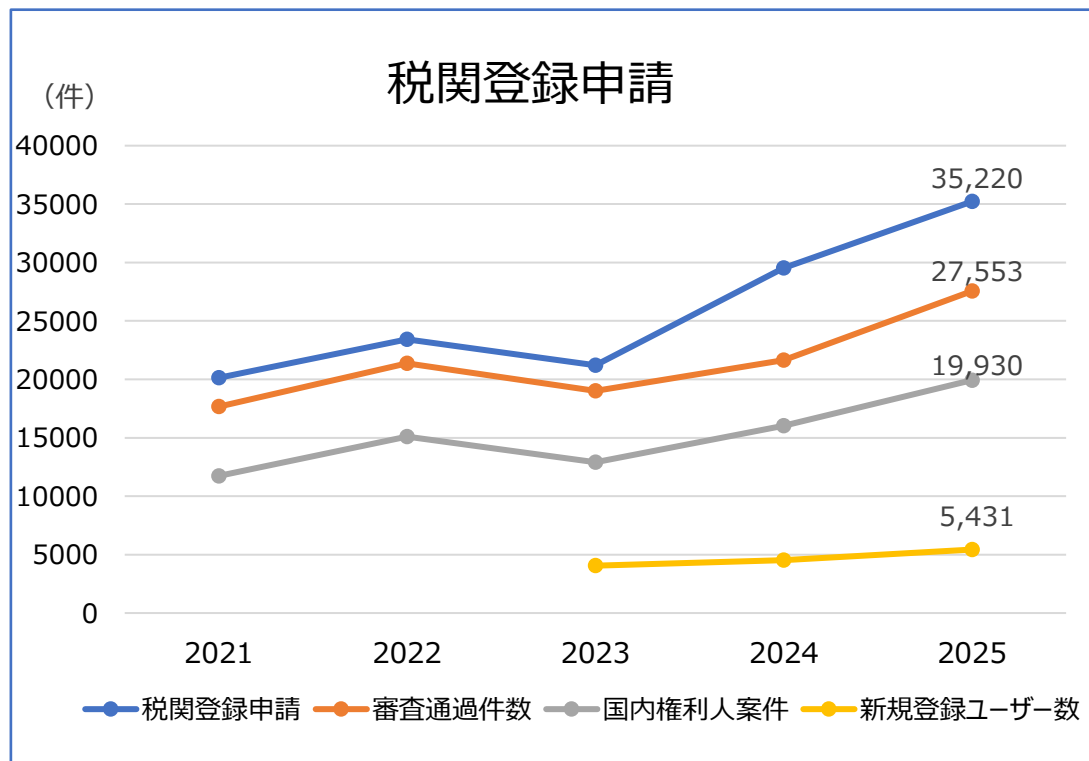
(※) 企業アンケートに基づく統計 (企業が自らの訴訟経験について回答)



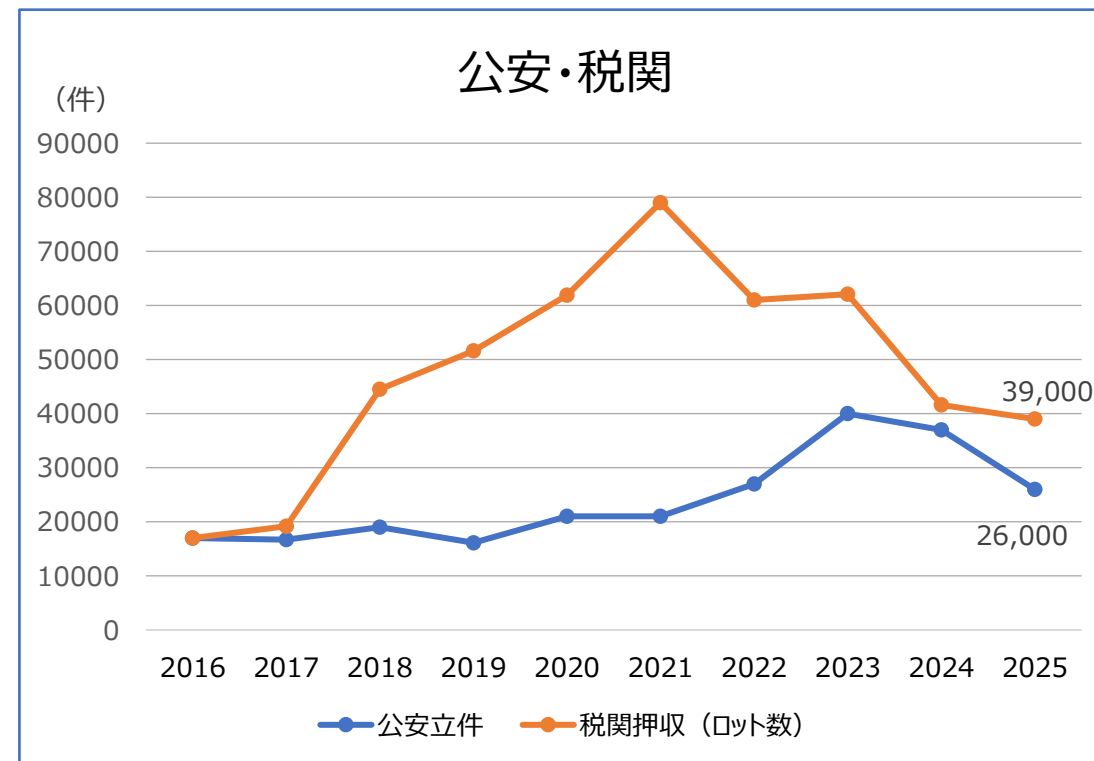
(出典) 最高人民法院「中国法院知的財産権司法保護状況」等を基にジェトロ作成

【統計】 中国の行政機関の取り組み（税関、公安）

- ◆ 税関登録申請（登録案件）は増加傾向。新規の税関登録ユーザーは約5.4千人（2025）。
- ◆ 税関取締り（輸出段階）について、権利侵害被疑貨物約3.9万ロット、約8,642万件を押収（2025）。
- ◆ 公安が立件した知財権侵害及び劣悪商品関係の案件は約2.6万件（2025）。



（出典）税関総署「中国税関知的財産権保護状況」からJETRO作成

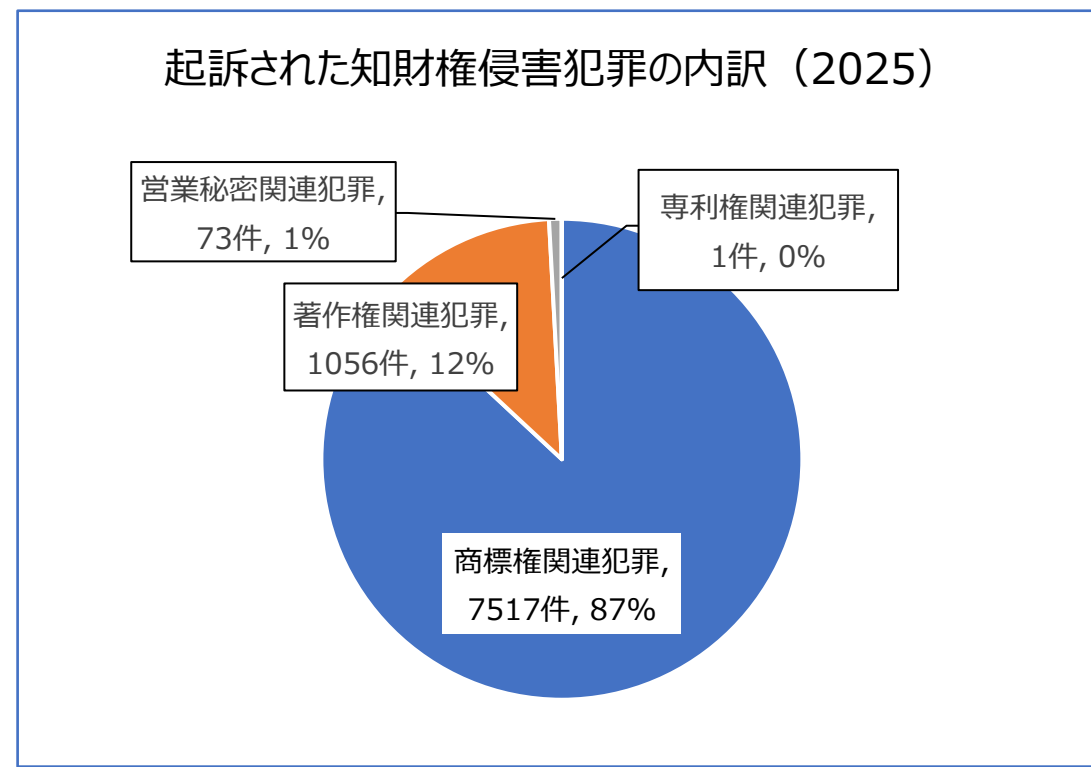
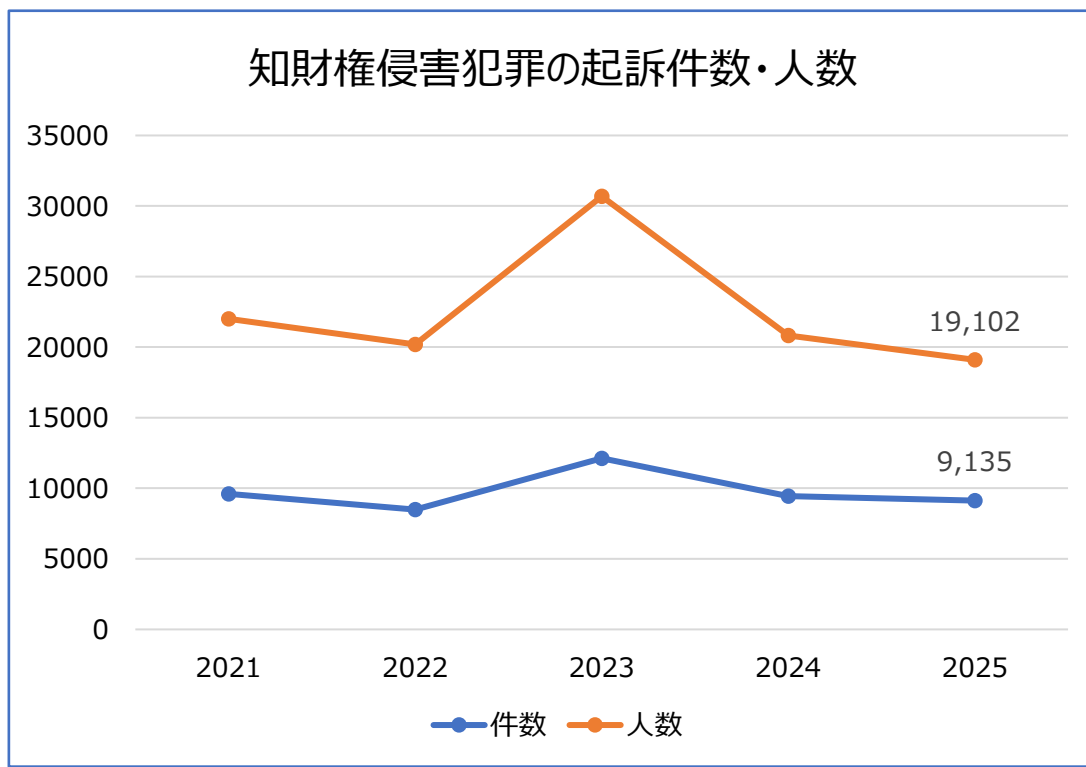


※ロット数（インボイス単位）

（出典）国家知識産権局「知的財産権保護状況」からJETRO作成

【統計】 中国の行政機関の取り組み（検察）

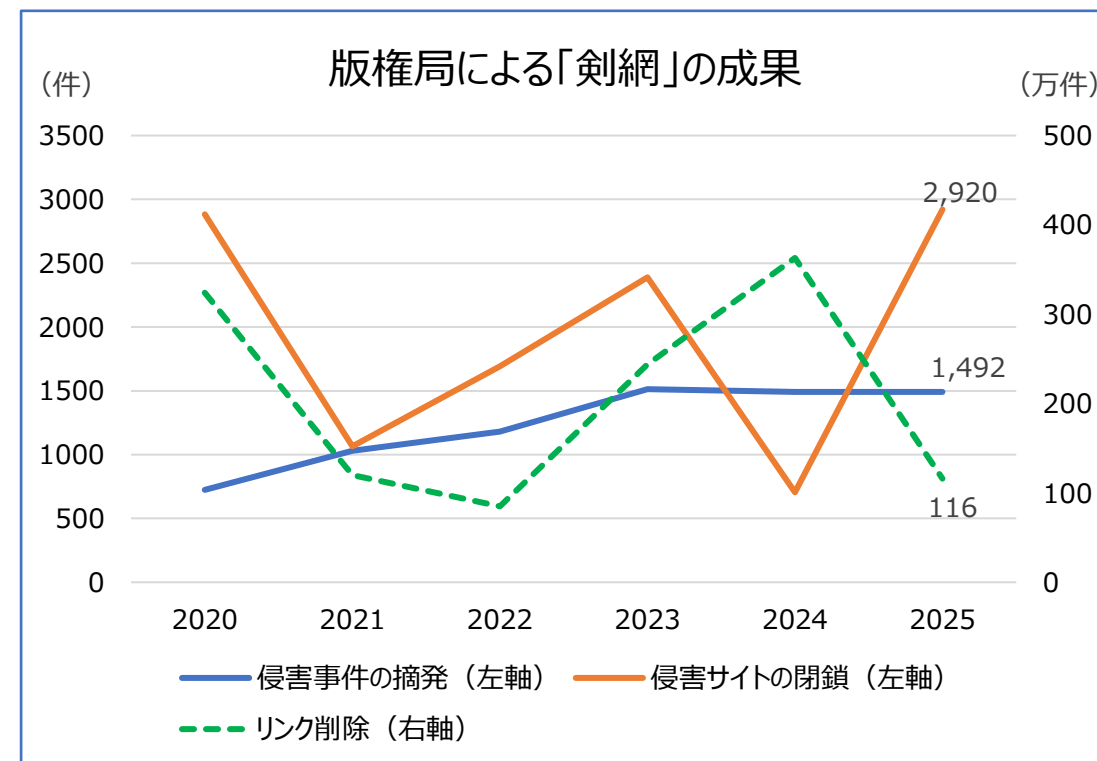
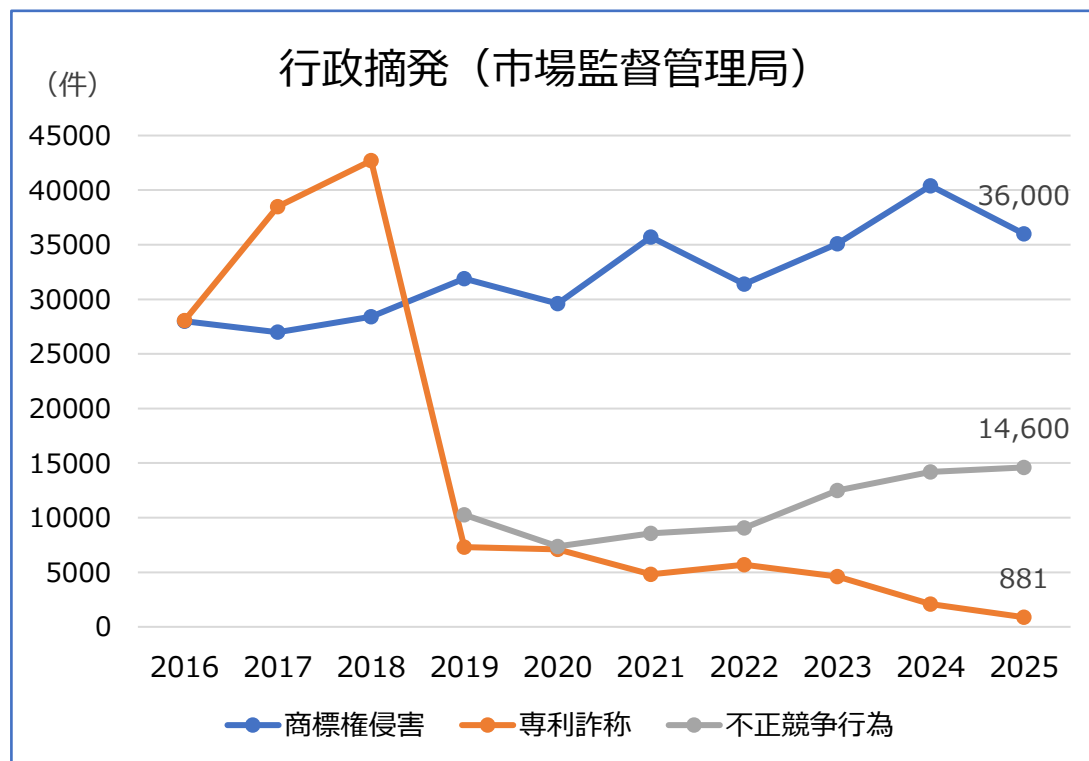
- ◆ 全国の検察による知財侵害犯罪の起訴件数は、9,135件、19,102人（2025）。
- ◆ 起訴された知財侵害犯罪の内訳は、商標権関連犯罪が大部分を占めており、次に著作権侵害案件が多い。
※中国の商標権侵害の刑事罰は、同一商標・同一商品の侵害かつ一定の被害規模の案件のみ（類似商標は対象外）。



（出典）知识产权检察工作白皮书（2025）からJETRO作成

【統計】 行政機関による取締状況（市場監督管理局、著作権局、国家知識産権局）

- ◆ 市場監督管理局による商標権侵害及び不正競争行為に対する摘発件数は、年々増加傾向。
- ◆ 著作権局による特別行動「剣網」では、インターネット上の著作権侵害に対して、侵害サイトの閉鎖等を実施。
- ◆ 知識産権局による専利権侵害に関する行政裁決は年間9,520件立案（2025）。



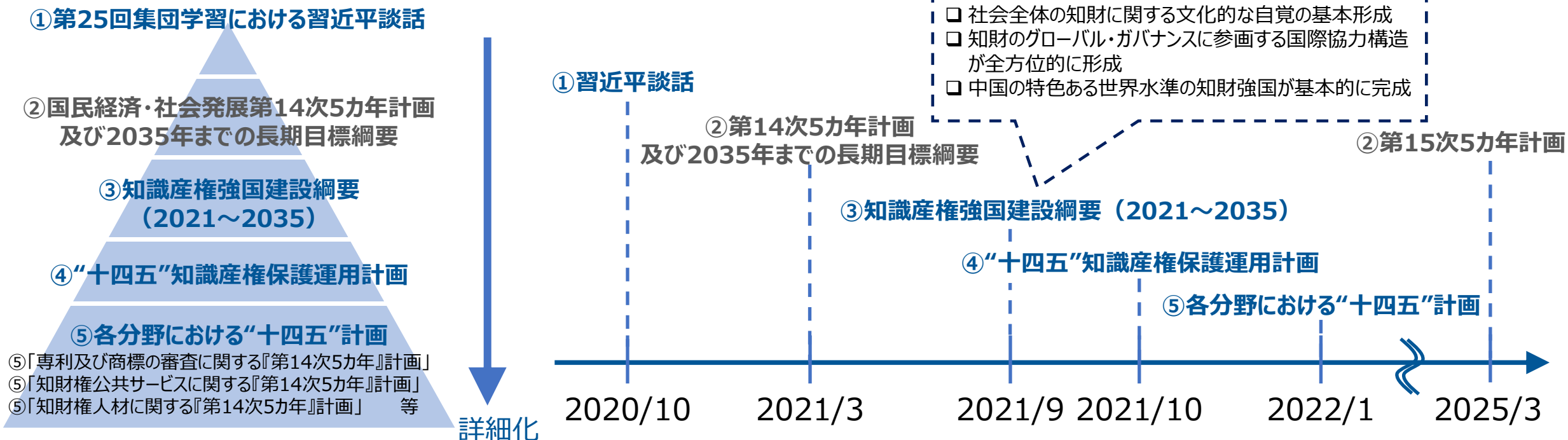
（出典）国家知識産権局「知的財産権保護状況」、国家著作権局「中国著作権保護発展状況」等を基にジェトロ作成

3. 知財政策の動向

【政策】 各重要政策文書の位置づけ（知財分野）

- ◆ 中国では、1953年以降「5カ年計画」を策定。従前は国務院中心に起草されていたが、「第14次5カ年計画」から、習近平総書記が起草組組長となるなど、中国共産党がより直接的に策定プロセスに関与。
- ◆ 全体の5カ年計画が策定された後に、政策をより詳細化した各分野ごとの5カ年計画が策定される。
- ◆ 2026年3月には、全人代において第15次5カ年計画（2026～2030）を審議・採択。

<各計画の位置づけと策定プロセス>



【政策】 習近平総書記の発言からみる中国における知的財産の位置づけ

- ◆ 2020年11月30日、習近平総書記は自らが主宰する「中共中央政治局第25回集団学習会」において、**知的財産権保護工作の全面的な強化**をテーマとして取り上げて、集団学習を実施。
- ◆ 同集団学習会における発言は、中国共産党の理論誌「求是」にも掲載。

<知的財産の位置づけ>

- **イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのものである。** 社会主義現代化国家の全面的建設には、**知的財産保護業務のより一層の推進が不可欠**である。

<中国の現状・課題>

- 中国の**不足点**として、以下を列挙。
 - 全社会における知財の重要性に対する認識
 - 新分野・新産業の発展に伴う、知財保護の法制度
 - 高品質・高価値の知的財産
 - 行政執行機関と司法機関の連携
 - 依然として権利侵害が多発し、侵害は容易であるが権利保護は困難
 - 一部企業による知財保護の濫用
 - 市場主体の海外の知的財産紛争に対応する能力
 - 中国企業の海外における知財保護
- 知財権導入大国から、知財権創造大国へと転換しつつあり、知財権工作は、**数の追求から質の向上へと転換つつある。**
- **知財保護業務の全面的な強化**、現代的な経済システムの構築促進、イノベーション活力の喚起、新たな発展構造の構築の推進が必要。



<今後の取組>

- ① 知財保護のトップレベル設計強化
(知財強国建設戦略の策定、十四五期間中の知財保護・活用計画の研究・策定など)
- ② 知財保護の法治化レベル向上
(知財関連法の改正、行政執行と司法の連携メカニズム整備、行政執行の力度強化、侵害・模倣行為が多発する分野・地域に対する断固たる措置など)
- ③ 知財チェーン全体の保護強化
(**知財権の情報化・知能化インフラ整備を強化、AIの審査・保護分野への応用**など)
- ④ 知財保護体制の改革深化
(新分野・新産業における知財保護制度の健全化、懲罰的賠償制度の着実な実施、権利帰属制度の改善、濫用防止に関する制度の研究・制定など)
- ⑤ 知財面の国際協力・競争推進
(知財のグローバル・ガバナンスに深く参画、一帯一路沿線国・地域との協力の深化など)
- ⑥ 知財分野における国家安全の維持
(**重要中核技術の自主開発と保護強化**、中国の知財関連法規の域外適用の推進、**中国企業の海外知財保護支援を強化**など)

【政策】 第14次5カ年計画（2021～2025年）における知財政策の位置づけ

- ◆ 「第14次5カ年計画（2021～2025年）と2035年までの長期目標綱要」は、全体19編65章からなり、第1編に指導方針及び主要目標（20項目）が挙げられ、第2編以降に各政策項目が挙げられている。
- ◆ イノベーション政策は第2編にとりまとめられ、**政策項目の中でも最上段の位置付け**。
- ◆ 「**知財保護・活用**」については、同第2編中、第7章「科学技術イノベーション体制制度の整備」等において記載。

第14次5カ年計画における「知財保護・活用体制」に関する言及

第2編第7章第2節 知的財産権の保護・活用体制の整備（抜粋）

- ・ 知的財産権強国戦略を実施し、厳格な知的財産保護制度を実施し、**知的財産権関連法令を整備**し、新分野・新産業における法令の制定を推し進める。
- ・ 知的財産権の司法保護と行政執行を強化し、権利保護のための仲裁、調停、公証、**権利保護支援のシステムを改善**し、知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を改善し、**損害賠償の強度を高める**。
- ・ 資金補助奨励政策や評価メカニズムの最適化を図り、**高価値特許をよりよく保護し、専利集約型産業を育成する**。
- ・ **国有知的財産権の帰属及び権利分配メカニズムを改革**し、研究機関及び高等教育機関の知的財産権処分に関する自主権を拡大する。
- ・ 知的財産権の保護と活用のための**公共サービスプラットフォームを構築**する。

十四五の主要目標（イノベーション関係）

指標	2020年 (基礎値)	2025年 (目標値)	年平均／累計	属性
4. 研究開発投資の成長率 (%)	—	—	7%以上／十三五期の実績を上回る	期待性
5. 人口1万人当たりの高価値特許所有件数	6.3	12	—	期待性
6. デジタル産業の対GDP比	7.8	10	—	期待性

（出所） Science Portal China、「中国の国家計画と政策制定プロセス—第14次5カ年計画と2035年長期目標の要点」及び知財強国綱要を基にJETRO作成（https://spc.jst.go.jp/experiences/special/economics/economics_2126.html）

【政策】 第15次5カ年計画（2026～2030年）における知財政策の位置づけ

- ◆ 「第15次5カ年計画（2026～2030年）」は、全体18編62章からなり、第1編に指導方針及び主要目標（20項目）が挙げられ、第2編以降に各政策項目が挙げられている。
- ◆ 第15次5カ年計画では、近代的産業システムの構築と実体経済の基盤強化（第2編）、科学技術の自立・自強による新たな質の生産力の発展（第3編）、対外開放の拡大（第7編）等の中で知財政策に言及。

第15次5カ年計画における「知財」に関する言及

- ・ 新興分野の知的財産保護制度を整備し、知的財産公共サービス体系と技術取引サービスプラットフォームネットワークを健全化し、新産業標準化先導プロジェクトを実施する。
- ・ 知的財産の全プロセスにわたる保護を強化し、特許・商標審査政策を最適化し、**専利開放許諾制度を全面的に実施する**。
- ・ 知的財産の保護と活用を強化し、重点分野における営業秘密保護に関するガイドラインを策定する。
- ・ 国際ルールと整合した知的財産権保護メカニズムを整備し、**商標保護範囲の拡大を模索するとともに、著作権保護メカニズムを最適化し**、知的財産権紛争の解決手段を拡充する。
- ・ 法律、調停・仲裁などの専門サービス機関による海外サービスネットワークの拡大を支援し、**渉外知的財産権保護体制を整備する**。
- ・ **データ財産権**、流通・活用、収益分配、セキュリティ管理など、データ要素に関する基礎制度を整備・確立する。データ財産権に関する構造的分離制度を整備し、全国統一のデータ財産権登記体系を構築する。

十五五の主要目標（イノベーション関係）

指標	2025年 (基礎値)	2030年 (目標値)	年平均／累計	属性
4.研究開発投資の成長率 (%)	9.1	—	年平均7%以上	期待性
5.人口1万人当たりの高価値 発明特許所有件数	16	22以上	—	期待性
6.デジタル産業の対GDP比	10.5 (※)	12.5	—	期待性

(※)2024年の値

(出所) 中国政府HPよりJETRO作成 (https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202603/content_7062633.htm)

【政策】 知的財産権の保護・活用に関する第15次5カ年計画（知財十五五）①

- ◆ 2026年7月31日、国務院は、「知的財産権の保護・活用に関する第15次5カ年計画」を公表。
- ◆ 同計画では、**15次5カ年計画期を「知的財産権強国の建設において決定的な進展を遂げる」時期として位置付け**、重点任務として、①知財保護環境の最適化、②知財活用の実効性向上、③知財ガバナンス体制の整備、④国際協力の新たな枠組みの構築を列挙。

第15次5カ年計画期の知的財産権発展に関する指標（予期性）

	2025年 (基礎値)	2030年 (目標値)
1.人口1万人当たりの高価値特許の保有件数(件)	16	>22
2.専利集約型産業の付加価値がGDPに占める割合(%)	13.38 *	14.60
3.著作権産業の付加価値がGDPに占める割合(%)	7.46 *	7.53
4.知的財産権使用量の年間輸出入総額(億元)	[19,600]	[20,000]
5.地理的表示産品の直接生産値(億元)	9,690 *	11,000
6.知的財産権保護に対する社会満足度(分)	82.81	83.90

①「高価値特許」とは、下記のいずれかの条件に適合する有効な特許を意味する：

- 1.戦略的新興産業（※）の特許
（※）次世代情報技術、新エネルギー、新素材、インテリジェント・コネクテッドEV、ロボット、バイオ医薬、ハイエンド設備、航空宇宙など
- 2.海外にファミリー専利権を有する特許
- 3.維持期間が10年を超える特許
- 4.国家科学技術賞、中国専利賞を獲得した特許。

②〔 〕は5年間の累計値。

③ * は2024年の値。

【政策】 知的財産権の保護・活用に関する第15次5カ年計画（知財十五五）②

◆ 知財十五五では、渉外知的財産権保護の強化が記載順位を大きく上げている。

知財十五五の政策項目

□ 知的財産権保護環境の継続的な最適化

- (一) 知的財産権法制度の整備
- (二) 知的財産権保護体制の充実
- (三) 渉外知的財産権保護の強化

□ 知的財産権活用の実効性向上

- (四) 知的財産権の転化・活用能力の強化
- (五) 新質生産力の発展を促進するための知的財産権の供給拡大
- (六) 知的財産権サービス業の質の高い発展の促進

□ 知的財産権のガバナンス体制の継続的な整備

- (七) 知的財産権管理水準の全面的な向上
- (八) 知的財産権公共サービスの強化
- (九) 知的財産権の社会共同ガバナンスの強化

□ 国際協力の新たな枠組みの積極的な構築

- (十) グローバルな知的財産権ガバナンスへの積極的な参画
- (十一) 知的財産権に関する国際交流・協力の継続的な深化

（参考）知財十四五の政策項目

□ 知的財産権保護の全面的強化

- (一) 知的財産権の法律政策体系の整備
- (二) 知的財産権の司法による保護強化
- (三) 知的財産権の行政による保護強化
- (四) 知的財産権の共同保護強化
- (五) 知的財産権の根源の保護強化

□ 知的財産権の移転・実用化の向上

- (六) 知的財産権の移転・実用化体制・仕組みの整備
- (七) 知的財産権の移転及び実用化収益の向上

□ 知的財産権サービス体系の構築

- (八) 知的財産権公共サービスの能力向上
- (九) 知的財産権サービス業の健全な発展促進

□ 知的財産権の国際協力推進

- (十) グローバルな知的財産ガバナンスへの主体的な参与
- (十一) 知的財産権の国際協力レベル向上
- (十二) 知的財産権保護の国際協力の強化

□ 知的産権分野に係る人材と文化構築の推進

- (十三) 知的財産権人材チームの育成強化
- (十四) 知的財産権文化の構築強化

- ◆ 知財十五五では、戦略的新興産業の知的財産権保護事業、知的財産権とAIの相互エンパワーメント事業、知的財産権データの開発・活用事業など12項目の特別事業プロジェクトを列挙。

特別事業プロジェクト

- 1) 戦略的新興産業の知的財産権保護事業
- 2) 中医薬の知的財産権保護事業
- 3) 営業秘密保護事業
- 4) 知的財産権とAIの双方向エンパワーメント事業
- 5) 知的財産権による中小企業発展促進事業
- 6) 著作権による産業発展促進事業
- 7) 地理的表示による地域特色経済発展促進事業
- 8) 知的財産権による地域発展支援事業
- 9) 特許・商標の質の高い審査・審理事業
- 10) 知的財産権データ開発・利活用事業
- 11) 知的財産権人材けん引事業
- 12) 「一帯一路」知的財産権の質の高い協力事業

知的財産権とAIの双方向エンパワーメント事業

- ❑ 知的財産によりAI技術のイノベーションを促進する。特許出願におけるAI利用申告制度の研究。適時にAI関連発明の特許出願ガイドラインを改正。AIの発展に適応する著作権制度を整備など。
- ❑ AI技術の知的財産分野における活用を強化する。LMMを用いたAIによる特許・商標審査支援システムの継続的な最適化・高度化。行政法執行及び行政裁決のインテリジェント化・デジタル化を強化。AI及びビッグデータ技術を活用し、大学等の高価値特許のスクリーニング並びに企業とのマッチングなど。

知的財産権データ開発・利活用事業

- ❑ 知的財産権公共サービスのデジタル・インテリジェント化を推進する。
- ❑ 知的財産データのオープン化及び共有を継続的に強化し、知的財産データ資源を全面的に集約し、司法、金融、科学技術、市場監督管理等の関連分野のデータとの融合利用を推進する。
- ❑ 重点分野の専門データベースを構築し、信頼できる知的財産データスペースの整備を強化する。知的財産データの運用及びセキュリティ保障を強化する。
- ❑ インテリジェント検索、機械翻訳、データマイニング及びデータ分析等のスマートサービスツールを開発する。専門機関及び社会の多様な主体が知的財産データの開発・利活用に深く参画することを支援し、知的財産情報利用ツール及びサービス製品を開発する。

□ 専利開放許諾制度（2021年6月施行の改正専利法により導入） 専利法第50条～第52条

専利権者が、第三者への実施許諾をする声明を提出し、**第三者との契約が締結された場合**、その開放許諾の実施期間において、**年金の減免を受けることができる制度**。

専利開放許諾声明について（専利法実施細則第85条、専利審査指南第5部第11章3.3～3.4）

専利開放許諾声明には次の事項を明記しなければならない。声明が規定に合致する場合、CNIPAにより公告される。

（1）専利番号、（2）専利権者の氏名、（3）**専利許諾使用料の支払方法、標準**、（4）**専利許諾期間**、（5）連絡方法、（6）開放許諾声明に合致する条件に対する承諾。

専利開放許諾実施契約と届出（専利法第51条、専利審査指南第5部第11章6. ～7. ）

第三者が書面で開放許諾専利を実施する旨を権利者に通知し、公告に基づいて許諾使用料を支払う場合、専利開放許諾契約が発効。専利権者又は被許諾者は、開放許諾実施契約の発効後、CNIPAに届出を行わなければならない。

年金の減免手続（専利法第51条、専利審査指南第5部第11章8. ）

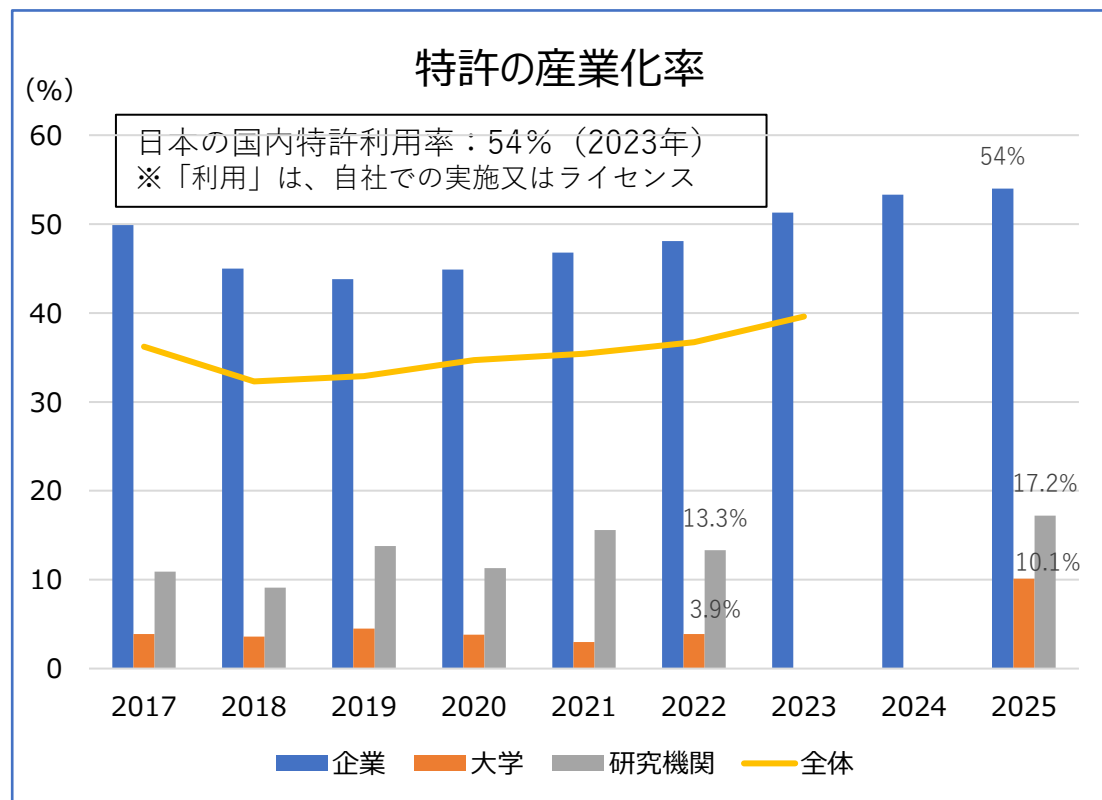
専利開放許諾実施契約の**実施期限**は専利開放許諾実施契約の発効日から専利許諾期限満了までの期限を指す。

請求人が専利開放許諾実施契約の届出を行う場合、専利権者も専利献金の軽減請求を同時に提出したものとみなされる。専利開放許諾実施契約の届出が承認された場合、専利権者は専利年金の軽減を享受することができる。

CNIPAによると、制度の導入以来全国で3万2800件の特許が開放許諾を宣言し、既に2万1600件の契約が成立（2026年4月時点）。

【統計】 知財活用の動向 ～産業化率、技術契約～

- ◆「専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）」を策定し、近年専利の産業化を推進。
- ◆大学・研究機関の特許の産業化率は、全体の産業化率に比べると低いものの近年大きく上昇。
- ◆**技術契約額は、増加傾向。2024年、専利譲渡・ライセンス数は61.3万（前年比30%増）**。うち大学・研究機関は7.6万（同比40%増）。



（出典）国家知識産権局「2025年中国専利調査報告」及びJPO「知的財産活動調査」等を基にジェトロ作成
注：「産業化」には、特許の自己又はライセンス先による実施により、特許が使用された製品が市場に投入されていることを意味する。



（出典）「全国技術市場統計年報」や国家統計局公表のデータを基にジェトロ作成

改正商標法の概要

条文数が改正前の73条から87条となり、各章に分散していた登録要件に関する条文を1つの章にまとめるなど、全面的な改正がされている。

（1）商標の保護強化

- ・**動的商標**を保護対象に追加（第14条）、**未登録馳名商標**の保護範囲を「異なる商品又は非類似の商品」にまで拡大（第21条）。

（2）悪意による商標登録への対応強化

- ・「**使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営の必要性を超えて**商標登録出願をしたものについては、登録をしない。欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願をしてはならない。」旨を規定（第19条）。悪意出願に対する罰則（第54条）を明確化。

（3）**公衆を誤認させる商標使用**に対する行政措置（罰金（最大で違法営業額の5倍以下）・職権取消）（第56条）

（4）異議申立期間の短縮（現行：3か月 → **2か月**）（第36条）

（5）商標代理機構の監督管理の強化

- ・法律文書等の偽造や、**悪意による**商標登録出願に該当することを知りながら、その委託を受けた場合等に対する行政措置（罰金）を規定（第67条）。

（6）損害賠償のルール之最適化

- ・損害賠償額の算定方法の優先順位、侵害抑止のための合理的支出の補償及び懲罰的損害賠償の適用要件について、専利法等と同様に規定（第77条）。

（7）中国における馳名商標の**海外での保護支援**

- ・海外における商標登録の審査・審判や商標事件において、中国国内で一般大衆に広く知られていることを証明する必要がある場合、CNIPAに著名性の確認を請求することができる（第69条）。

（8）公務員の処分規程

- ・商標登録要件を満たさないにもかかわらず商標登録を許可し、不良な影響をもたらしたとき等は、処分が科される（第84条）。

・2023年1月のパブコメ時に含まれていた「商標登録後5年ごとに商標の使用状況を説明する制度の導入」、「悪意による登録商標の強制移転制度の導入」及び「重複登録の禁止」については、今回の改正商標法では削除されている。

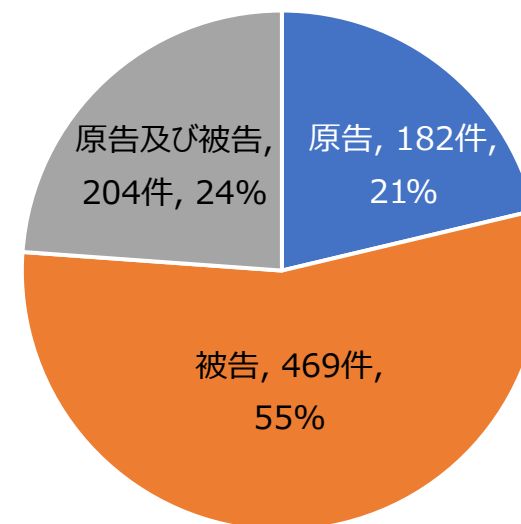
【政策】 渉外知的財産権保護

- ◆ 国家海外知財情報プラットフォーム「智南針網」による情報発信に加えて、指導業務プラットフォームを国内外に設置し（国内：99か所、国外：11か国）、2025年には4,800回以上の指導・相談を実施。
- ◆ 2025年に米国において中国企業が当事者となった知財訴訟は2053件（前年比67.3%増）であり、そのうち特許訴訟が855件（前年比45.6%増）、商標訴訟が1266件（前年比89.5%）。

国務院による渉外知的財産権紛争の処理に関する規定 （2025年5月1日施行）

- ❑ CNIPA等が、海外の知財法制度に関する情報を収集・公表し、典型的な事例研究やリスク早期警戒を行う。（第4条～第5条）
- ❑ 対外知財紛争処理指導機関を整備し、対応指導や権利保護を支援。（第6条）
- ❑ 調停・仲裁機関が対外紛争の解決に関与することを支援。（第7条）
- ❑ 法律事務所や知財サービス機関の海外業務拠点設立を支援。（第8条）
- ❑ 企業による相互扶助基金の設立を支援し、保険機関による対外知財保険業務の展開を奨励。（第9条）
- ❑ CNIPA等は、企業の海外進出ニーズに応じて広報・研修を実施。（第11条）
- ❑ 商務部による対外貿易調査および対抗措置について規定。（第14～17条）

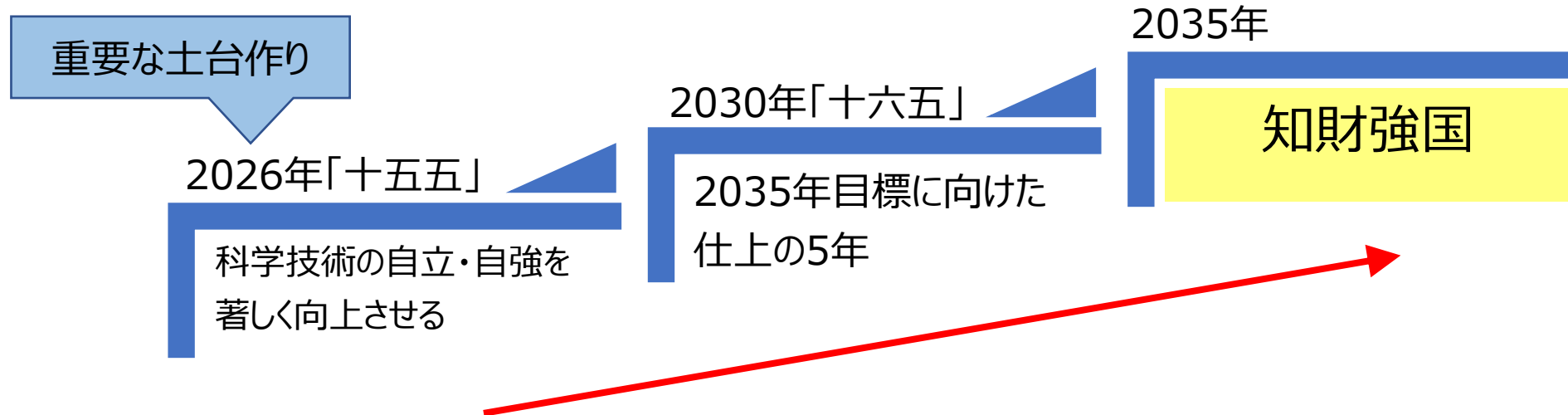
米国の専利訴訟での中国企業の原告・被告割合



（出典）中国知識産権研究会「中国企業海外知識産権紛争調査2025年度」に基づき、JETRO作成

【まとめ】 中国知財の今後の方向性

- ◆ 習近平談話や中長期計画に基づき、引き続き**知財強国の実現に向け知財保護によるイノベーション支援が推進**されとされる。とりわけ2026年3月に公表された**第15次5カ年計画**や**知財十五五**で掲げられた政策の動向には注視が必要。
- ◆ 1) 量から質への転換の動向、2) 知財の利活用に向けた取組、3) 訴訟優先地や一帯一路等の国際的な取り組み、4) 不正出願や模倣品等の依然として存在する問題をどのように解決していくかには注目していく必要がある。



【参考】 JETROの活動ー中国模倣対策マニュアル等

セミナーの開催、IPG活動への協力

情報収集・発信

税関向け知的財産権保護セミナー

商品の真贋判定ポイントの説明等を通じ、
日系企業の知財担当者と現地税関職員に交流の場を提供



中国IPG（知的財産権問題研究グループ）

中国において事業展開を行う日系企業及び団体が主体となり、
多角化する知的財産問題の解決に向けた取り組みを行うことを
目的とした組織。事務局として運営に協力。



JETRO北京の知財部ウェブサイトでは、

- 各種調査レポート・マニュアル
- 知財ニュース
- 法律/法規/解釈/判例/ガイドライン（日本語仮訳）
- 政策文書（日本語仮訳）
- 現地法律・特許事務所情報
- 中国IPG情報

などを掲載しております。ぜひ一度ご覧ください。



<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>

ご清聴ありがとうございました。

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産部

E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp

Tel : +86-10-6528-2781

Fax : +86-10-6513-7079

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。